

春秋公羊經傳解詁譯稿（三）

〔莊公十一年～僖公四年〕

岩本憲司

要旨

本稿は、何休『春秋公羊經傳解詁』の日本語譯である。譯出作業はかなり進んでいるが、紙面の都合で、今回はとりあえず、〔三〕として、莊公十一年から僖公四年までを掲載する。以後、數年にわたつて連載する豫定である。なお、本稿は、一九九一年度跡見學園特別研究助成費、及び三島海雲記念財團學術奨励金による研究成果の一部である。

凡例

一、底本には、便宜を第一に考えて、嘉慶二十年江西南昌府學開雕の阮刻十三經注疏本〔臺灣藝文印書館影印〕を用いた。

一、本稿の目的はただ一つ、『解詁』の論理に筋を通すことにある。したがって、所謂譯注の類〔挾勘、訓詁名物、出典等〕は、必要最小限に止めた。

一、本稿の體裁は、以下のとくである。

經 原文
團 原文

㊂ 『解詁』の譯文〔紙面の都合で、原文は省いた。〕

附 所謂譯注の類

一、各種記號は、常識的に用いた。ただし、次の二つは、説明を要する。

() ……譯者の補足であつて、この部分をとばして讀んでも、意味は通じる。
〔 〕 ……言いかえ、解説等である。

團及我也

㊂この時、魯にも水災があつたのである。魯を書けば、宋の災があらわれず、兩方とも擧げれば、煩瑣であるから、例に反して外を書き、それによつて内「魯」をあらわしたのである。これより先に、兩國はしきりに兵を興こして戦い、(そのため、兩國の)民衆がともに怨んで、ともに災がおこつた。だから、天と人とが互いに應報し合う關係は、非常に畏るべきものである、ということを明らかにしたのである。

〔莊公十一年〕

經十有一年春王正月

經夏五月戊寅公敗宋師于鄑

經秋宋大水

傳何以書 記災也

外災不書 此何以書

㊂漷水が移動したことは書いていないから。

附襄公十九年に「取邾婁田自漷水」とあり、傳に「其言自漷水何 以漷爲竟也 何言乎以漷爲竟 漻移也」とあり、注に「魯本與邾婁以漷爲竟 漻移入邾婁界 魯隨而有之」とある。なお、川の移動が災異とされるについては、僖公十四年の「秋八月辛卯沙鹿崩」の解釋として、『漢書』五行志下之上に「一曰 河 大川象 齊 大國 桓德衰

伯道將移於晉文 故河爲徙也」とあるのを参照。

經冬王姬歸于齊

傳何以書 過我也

㊂この時、王者が女を齊に嫁がせ、途中、魯を通過したから、送迎の禮があるべきことを明らかにしたのである。(嫁ぐ)途中なのに、「婦」と稱していないのは、王者には外がないから、自分の國にいるときの表現に従つたのである。

附注の後半については、隱公二年の傳文に「女在其國稱女 在塗稱婦 入國稱夫人」とあり、桓公八年の傳文に「女在其國稱女 此其稱王后何 王者無外 其辭成矣」とあるのを参照。

〔莊公十二年〕

經十有二年春王三月紀叔姬歸于鄆

團其言歸于鄆何

④國が滅んだために、來歸した「魯にもどった」ことを書いておらず、

「鄆」は紀國ではない、のに、「歸」と言っている、から。

附四年に「紀侯大去其國」とあり、傳に「大去者何 滅也」とあるのを

參照。

團隱之也 何隱爾 其國亡矣 徒歸于叔爾也

⑤「叔」とは、紀季のことである。婦人は夫の弟のことを「叔」とよぶ。

來歸したことを書かず、鄆に歸ったことを書いているのは、國が滅んで歸る所がないのを痛んでである。「鄆」を「齊」に繋げていないのは、この時、齊が後の五廟（を立てる）ことを許したから、國とみなして、五廟が存續していることを示したのである。月をいっているのは、恩錄したのである。

團仇牧可謂不畏彊禦矣

⑥下で萬の出奔を記録するのに「or詳錄して」、月をいっている、から。

「禦」は、禁「おさえどめる」である。力が強くて禁ずることが出来ない、ということである。

附下に「冬十月宋萬出奔陳」とあり、注に「月者 使與大國君奔同例

明彊禦也」とあるのを參照。

經夏四月

經秋八月甲午宋萬弑其君接及其大夫仇牧

團反者何 累也 畝君多矣 舍此無累者乎 孔父荀息皆累也 舍孔父荀

息無累者乎 曰有

萬嘗與莊公戰

⑦また、くりかえして傳を發しているのは、人の善をいうことを楽しん

〔庄公〕は、魯の莊公に他ならない。「戰」は、乘丘の時である。

だのである。孔子が言っている「益となる楽しみ「好み」が三つあり、損となる楽しみが三つある。禮樂の節度にかなうことを楽しみ、人の

善をいうことを楽しみ、賢友が多いことを楽しむのは、益となる。驕樂「ぜいたく」を楽しみ、佚遊を楽しみ、宴樂「酒色」を楽しむのは、損となる」〔論語〕季氏篇と。

附注の「復反覆發傳」については、桓公二年の傳文に「及者何 累也 畳君多矣 舍此無累者乎 曰有 仇牧荀息皆累也 舍仇牧荀息無累者乎 曰有」とあるのを參照。

團有則此何以書 賢也

何賢乎仇牧

⑧孔父の場合と同じ理由から。

附桓公二年の傳に「何賢乎孔父」とあり、注に「据叔仲惠伯不賢」とある。

附十年に「夏六月齊師宋師次于郎 公敗宋師于乘丘」とある。

團獲乎莊公 莊公歸 散舍諸宮中

④「散」は、放である。「舍」は、止である。獲られたことを書いていないのは、士だったからである。

傳數月然後歸之 歸反爲大夫於宋

與閔公博

⑤そもそも傳がこのことを言っているのは、禍が、（君臣が）博奕をして狎れ合つたことから生じた、ということをはつきりさせるためである。

附『春秋繁露』王道篇に「古者人君立於陰 大夫立於陽 所以別位明貴賤 今與臣相對而博 置婦人在側 此君臣無別也（中畧）閔公藉萬而身與之博 下君自置 有辱之婦人之房 俱而矜婦人 獨得殺死之道也

春秋傳曰 大夫不適君 遠此逼也」とあるのを参照。

傳婦人皆在側 萬曰 甚矣魯侯之淑
⑥「淑」は、善「りっぱ」である。
傳魯侯之美也

⑦「美」は、好「みめうるわしい」である。

傳天下諸侯宜爲君者唯魯侯爾

⑧萬は、婦人がみな側にいるのを見たから、このような言葉で閔公をあからさまにけなしたのである。閔公は、魯侯ほどみめうるわしくはない、ということである。

團閔公矜此婦人

⑨（つねづね）自分（の容姿）を婦人たちに誇る様子が、顔色に出ていたのである。

附僖公九年の傳に「矜之者何 猶曰莫若我也」とあり、注に「色自美大之貌」とあり、疏に「謂其顏色有自美大之勢」とあるのを参照。

團妒其言 顧曰 此虜也

⑩ふりむいて、側の婦人たちに言ったのである。「此」は、萬である。「虜」は、捕虜である。

團爾虜焉故

⑪「爾」は、女「なんじ」であり、萬のことをいう。更めて萬の方を向いて「おまえは、魯侯に捕虜にされたことがあるから、ほめるのだ」と言ったのである。

團魯侯之美惡乎至

⑫「惡乎至」は、何所至「どれほどだというのか」と同じである。

附『韓詩外傳』卷八には「爾虜 焉知魯侯之美惡乎」とあって、「故」を「知」に作っており、「至」が無い。したがつて、句讀も異なる。

團萬怒 摶閔公 絶其脰

⑬「脰」は、頸「くび」であり、齊人の語である。

團仇牧聞君弑 趣而至 遇之于門 手劍而叱之

⑭「手劍」とは、抜き身を（手に）持つたのである。「叱」とは、罵つたのである。
附注の「技」は、四部叢刊本等に従つて「拔」に改める。

團萬臂撲仇牧 破其首

㊂ひじで打つのを「撲」という。「首」は、頭である。

團齒著乎門闈

㊂「闘」は、扇「とびら」である。

團仇牧可謂不畏彊禦矣

㊂子をやしなっていいる犬が虎をも手で打ち、卵をあたためていいる雞が狸をも搏く、のと同じであつて、精誠のきわみである。博奕を争つて君

を弑した（だけな）のに、國君に匹敵したという表現で言つてゐる

〔宋萬〕と言つてゐるのは、彊禦の賊はその禍がはかりしれないことを重んじて記録し、ゆゆしき事態になるのを防ぎ、いそいで誅すべきことを明らかにしたのである。

附注のはじめに關しては、『淮南子』說林訓に「乳狗之噬虎也 伏雞之

搏狸也 恩之所加 不量其力」とあるのを参照。

注の「當國」については、隱公四年に「戊申、衛州吁弑其君完」とあり、傳に「曷爲以國氏 當國也」とあるのを参照。

なお、注の「爭搏」の「搏」は、校勘記に従つて、「博」に改める。

經冬十月宋萬出奔陳

㊂萬は君を弑したのに、また（經文に）現われてゐるのは、彊禦の賊を

重んじて記錄し、いそいで誅すべきことを明らかにしたのである。月をいつてゐるのは、大國の君の奔と同例にし、彊禦であることを明らかにしたのである。

附注の前半については、宣公六年の傳文に「趙盾弑君 此其復見何」と

あり、注に「据宋督鄭歸生齊崔杼弑其君 後不復見」とあるのを参照。

また、『春秋繁露』玉杯篇に「是故君殺賊討 則善而書其誅 若莫之討 則君不書葬而賊不復見矣 不書葬 以爲無臣子也 賊不復見 以

其宜滅絕也」とあるのを参照。

注の後半については、昭公二十一年冬の注に「大國奔例月」とある。

〔莊公十三年〕

經十有三年春齊侯宋人陳人蔡人邾婁人會于北杏

㊂齊の桓公は、霸を行ひ、諸侯をたばねて、天子を尊ぼうとしたから、この會をなしたのである。桓公は、この時、まだ諸侯に信じ、したわれていなかつたから、（諸侯は）微者を會につかわしたのである。桓公は、微者を受け入れて、諸侯にへり下ろうとし、かくて、霸功をなしどげたのである。

經夏六月齊人滅遂

㊂北杏の會に參加しなかつたからである。（滅したことを）諱んでいなのは、桓公は霸を行ひに、文德によらず、武力を尙んだ、からで

あり、また、功が未だ惡を除くのに不十分だった、からである。

附注僖公十七年に「夏滅項」とあり、傳に「孰滅之 齊滅之 曰爲不言齊滅之 爲桓公諱也 春秋爲賢者諱 此滅人之國 何賢爾 君子之惡惡也疾始 善善也樂終 桓公嘗有繼絕存亡之功 故君子爲之諱也」とあ

足以來遠 而斷斷以戰伐爲之者 此固春秋之所甚疾已 皆非義也」とあるのを参照。

○莊公升壇

○土基三尺、土墻三等を「壇」という。會に必ず壇があるのは、揖讓しながら升降するためである。(會では)先君(の名)を稱して接しあう。敬をさかんにするため(の手立て)である。

經冬公會齊侯盟于柯

○唐何以不日

○唐の盟には日をいっているから。

附隱公二年に「秋八月庚辰公及戎盟于唐」とある。

○唐何以不日

○唐の盟には日をいっているから。

○唐何以不日

○「易」は、佼易「おだやか」と同じである。互いに親しみ信じ合って、

後日の患いがない、という意味の言葉である。

○其易奈何 桓之盟不日 其會不致 信之也 其不日何以始乎此

○莊公將會乎桓 曹子進曰 君之意何如

○「進」は、前「前にでる」である。曹子は、莊公に、會をまえにして

はぢいっている様子がある、のを見たから、たずねたのである。

○莊公曰 寡人之生則不若死矣

○齊を讐としながら、報復することが出来ず、齊を伐つて糾を納めよう

として、納めることが出来ず、かえって、齊に脅されて糾を殺した「九年」、ことを自ら傷んだのである。

○曹子曰 然則君請當其君 臣請當其臣

○「當」は、敵「對抗する」と同じである。劫そうとする、という意味の言葉である。

○曹子曰

㊂莊公もまた、とつさに何を言つたらいいか、わからなかつたので、曹子に任せたのである。

團城壞壓竟

㊂齊がしばしば魯を侵して邑を取つたから、これによつて、深く侵畧したことを行つたのである。

附『史記』刺客列傳に「今魯城壞即壓齊境」とあり、『索隱』に「齊魯鄰接 今齊數侵魯 魯之城壞 卽壓近齊之境也」とあるのを参照。な

お、徐疏に「抑壓魯竟以爲己物」とあるのは、おかしい。

團君不圖與

㊂「君」とは、齊の桓公のことをいう。「圖」は、計「はかる」である。

「君は、魯を侵す計畫をおひかえ下さい」と言うのと同じである。

附何休は、傳の「圖」を、魯を侵すことを謀るの意に解しているようであるが、「？」、『史記』刺客列傳には「君其圖之」とあるから、状況を

考慮するの意に解すべきであろう。あるいは、注も、「與」の字はないが、「君は、魯をひどく侵畧して、お考えにならぬた。だから、このように言つたのである。

るべきではないでしょうか」と讀むべきであろうか「？」。

團管子曰 然則君將何求

㊂侵した邑は一つではない。どれを望んでいるのか。

團曹子曰 諸侯請汝陽之田

㊂魯の國境を回復しようとしたのである。

團管子顧曰 君許諾

㊂諸侯は、國のために死に、邑のためには死なないから、許諾してかま

わないものである。

團桓公曰 諸侯請盟 桓公下 與之盟

㊂壇を下り、曹子と、莊公と盟誓を結ぶことを、約束したのである。必ず壇を下りるのは、牲を殺すのは不潔だからである。また、盟は本來、

非禮であるから、壇上でしないものである。

附注の「盟本非禮」については、桓公三年の傳文に「古者不盟 結言而退」とあるのを参照。

團已盟 曹子標劍而去之

㊂「標」は、辟「する」である。この時、曹子は、劍をかまえて桓公

をみはつていたが、盟がおわると、劍を地面にして、桓公のもとから離れた。だから、このように言つたのである。

團要盟可犯

㊂臣が君に約束させるのを「要」という。強要されて盟つたから、「やぶつてもよい」と言つてゐるのである。

附注の「臣約其君」の「其」は、抜勘記に従つて、「束」に改める。

團而桓公不欺

曹子可讎

㊂臣の身で君を劫したのだから、その罪に對して、「報復してもよい」のである。

團而桓公不怨

桓公之信著乎天下 自柯之盟始焉

㊂諸侯は、これによつて、そろつて慕い信じて服從し、郵で二度會し、

幽で同盟し、（桓公は）かくて霸功をなしとげた。だから、このよう

〔莊公十五年〕

に言ったのである。桓公を劫して汶陽の田を取りかえしたことを書いたいのは、詐を行い、人を劫した、ことを諱んでである。

經十有五年春齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯會于鄄

〔莊公十四年〕

經十有四年春齊人陳人曹人伐宋

經秋宋人齊人邾婁人伐兒

經夏夫人姜氏如齊

經夏單伯會伐宋

經鄭人侵宋

經冬十月

團其言會伐宋何

〔莊公十六年〕

經十有六年春王正月

○國を伐った場合には、（普通）別に「會」を書くことはせず、（また）

曹伯襄には、「會諸侯」と言っている、から。

附僖公二十八年に「曹伯襄復歸于曹」とあり、「遂會諸侯圍許」とある。

團後會也

經秋荆伐鄭

經夏宋人齊人衛人伐鄭

○約束しておきながら、おくれたから、（單伯を）「會」にだけ擧げているのである。（この記事を）書いたのは、單伯の不信をそしり、同時に、功・惡に深・淺があることをはつきりさせる、ためである。（つ

まり）義兵に従おうとしておくれた場合には、功が薄く、不義の兵に従おうとしておくれた場合には、惡が浅いのである。

團同盟者何 同欲也

經冬十有一月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯滑伯滕子同盟于幽

附この經文には問題がある。詳しくは、校勘記、『義疏』を参照。

○心を同じくして盟を欲したのである。心を同じくして善を行えば、善

は必ず成就し、心を同じくして惡を行えば、惡は必ず成就するから、重んじて「同」と言つたのである。

附注の「故重而言同心也」の「心」は、衍文とみなす〔校勘記を参照〕。

經冬單伯會齊侯宋公衛侯鄭伯于鄄

經秋七月荆入蔡

經 鄭婁子克卒

注 小國には卒をいったことがないのに、（ここ）卒をいっているのは、霸者を慕い、天子を尊ぶ心をもち、行いが進んだ、からである。日をいつていなのは、始めて霸者に従つただけで、まだ（行いの進みぐあいが）瑣ほどではない、からである。瑣の卒は、二十八年にみえる。

附注の「始與霸者」については、十三年に「春齊侯宋人陳人蔡人邾婁人

會于北杏」とあるのを参照。

瑣の卒については、二十八年に「夏四月丁未鄭婁子瑣卒」とあり、注

に「日者 附從霸者朝天子 行進」とある。

〔莊公十七年〕

經十有七年春齊人執鄭瞻

圃鄭瞻者何 鄭之微者也

注 氏が無いから。

圃此鄭之微者 何言乎齊人執之

注 宋の萬を獲たことを書いていないのは、微者を獲たことは罪責しないからであり、今ここで、齊を書いて「人」と稱しているのは、執えたことを罪責する表現である、から。

附十二年の傳文に「萬嘗與莊公戰 獲乎莊公」とあり、注に「獲不書者士也」とあるのを参照。

圃書甚僂也

注 范しく僂であつたから、書いてにくんだのであり、人を執えた罪を輕減するため（の手立て）である。それなのに、伯討「方伯の討伐」と

することが出来ないのは、事がまだなされておらず、罪が成立していない、からである。孔子が言つてゐる「鄭の音樂を追放し、僂人を遠ざける」「論語」衛靈公篇と。（つまり）罪が成立していない場合は、遠ざけるだけにしておくべきなのである。

附注の「伯討」については、僖公四年の傳文に「稱侯而執者 伯討也 称人而執者 非伯討也」とあるのを参照。

なお、注の「然」は、疏の標起訛を参考にすると、あるいは、衍文かもしれない。また、注の「伯當遠之而已」の「伯」は、校勘記に従つて、「但」に改める。

〔經夏齊人濺于遂〕

經夏齊人濺于遂

圃濺者何 濺積也 衆殺戍者也

注 「濺」は、死をあらわす言葉である。「濺」は、死に方として、積死し、一人ではなかつた、という表現である。だから、「濺積」と言つてゐるのである。「衆」は、多である。兵で守る「監視する」のを

「戍」という。齊人が遂を滅した「十三年」ため、遂の民は動搖して、（國を）去ろうとしたが、齊が強引に戍つた「とどまらせた」。（そこで）遂人は共に、薬を飲料水に投じて、多く殺したのである。昔は、分土はあつても、分民はなかつたから、齊が戍つたのは非であり、遂は罪責するにあたらない。だから、齊が自ら積死したという表現にし

たのである。「人」を稱しているのは、衆多という表現である。警備兵の將帥を書いていいのは、自國內の兵だから、書かなかつたのである。

附傳の「積」は、漬「しみる、そまる、うつる」に通じ、「漬積」で連文、と解するべきである〔『釋文』に「積也 本又作漬」とあるのを参照〕。ただし、注の「積死」の「積」は、文字通り、つもる、かさなる、の意に解するべきなのか、やはり漬に通じるとみるべきなのか、はつきりしない。

注では、「衆 多也」とあり、また、「多殺之」とあって、傳の「衆」を、副詞的に、多くの意に解しているようであるが、遂の衆人の意に解するべきではあるまいか〔?・?〕。

注の「古者有分土無分民」については、桓公元年の附を参照。

經 秋鄭瞻自齊逃來

團 何以書 書甚佞也

曰 佞人來矣 佞人來矣

注がさねて「來」と言つてゐるのは、そもそも經がこのことを書いたのは、傳でいつてゐるような理由からである、ということを強調したのである。つまり、魯が、知つていながら受け入れ、その計策を信じて齊の淫女を娶り、楹に丹を塗り、桷に彫刻を施し、結局は敗禍を招いた、ことを痛んだのである。「逃」(の字)を加えているのは、瞻を抑えたのである。抑えるわけは、上の「執」で、「人」を稱してゐるた

め、(瞻の) 悪が明らかでないかにまぎらわしい、からである。(「瞻」を)「鄭」に繋げてゐるのは、行い(の評價)は郷里に本づくべきことを明らかにしたのである。子貢が「郷人がみな好んでいるとしたら、いかがでしようか」とたずねると、子は「だめだ」と答え、「郷人がみなにくんでいるとしたら、いかがでしようか」とたずねると、子は「だめだ。郷人のうちの善人が好み、郷人のうちの悪人がにくんでいる、のには及ばない」と答えた。

附注の「取齊淫女」については、二十四年に「夏公如齊逆女」とあり、「八月丁丑夫人姜氏入」とある。なお、その上に「信其計策以」とあらは、徐疏によると、春秋説にもとづくものである。

注の「丹楹刻桷」については、二十三年に「秋丹桓宮楹」とあり、二十四年に「春王三月刻桓宮桷」とある。

注の「加逃者 抑之也」については、穀梁傳文に「逃義曰逃」とあるのを参照。

注の「上執稱人 嫌惡未明」については、僖公四年の傳文に「稱人而執者 非伯討也」とあるのを参照。

注の「子貢問曰」以下は、『論語』子路篇の文である。ただし、文字に少しく異同がある。

經 多多麋

團 何以書 記異也

注「麋」というのは、迷と同じである。魯が鄭の瞻にまどわされること

の象である。「多」と言つてゐるのは、多かつた點を異としたのである。

附注の「麋之爲言 猶迷也」については、『漢書』五行志中之上に「麋之爲言 迷也」とあり、『白虎通』鄉射篇に「麋之言 迷也」とあるのを参照。

注の「象魯爲鄭瞻所迷惑也」は、徐疏によると、『感精符』の文である。

注の「言多者 以多爲異也」については、徐疏に「魯舊有麋 但今乃多耳」とある。

〔莊公十八年〕

經十有八年春王三月日有食之

④この後、戎が中國を犯し、魯が鄭の瞻に目をふさがれ、夫人が莒に行つたりして放蕩する、ことの前徵である。

附注の「所致」は、はじめに「是後」とあることからして、前徵の意に解する。なお、隱公三年の注に「異者 非常可怪 先事而至者」とあるのを参照、「日食は「異」である。

經夏公追戎于濟西

⑤兵で驅逐するのを、「追」という。

團此未有言伐者 其言追何

⑥「公追齊師至雔」とある場合には、(その前に) 齊が侵入したことを

擧げてゐる、から。

附僖公二十六年に「齊人侵我西鄙 公追齊師至雔弗及」とある。なお、

注の「鄰」は、校勘記に従つて、「雔」に改める。

團大其爲中國追也

⑦どこまで行つたかを限定していないことから、中國のために追い拂つたことがわかる。

團此未有伐中國者 則其言爲中國追何 大其未至而豫禦之也

其言于濟西何

⑧(僖公二十六年には)「公追齊師至雔弗及」とつて、「于」とは言つていない、から。

附注の「鄰」は、校勘記に従つて、「雔」に改める。

團大之也

⑨公が害を除き、恩が濟西に及んだ、ことを大としたのである。「大」と言うのは、功賞があるべきだからである。「追」には、例として、時をいう。

經秋有穀

團何以書 記異也

⑩「穀」というのは、惑と同じである。その毒は人をそこない、姿は見ることが出来ない。魯が鄭の瞻に惑わされ、その毒が人をそこない、大亂がおこらうとして(いるのに)氣づかない、ことの象である。

「有」と言つてゐるのは、有つたこと「出たこと」自體を異としたの

である。

附注の「蠻之猶言惑也」は、「蠻之言猶惑也」の誤りかもしない。な

お、『漢書』五行志下之上に「蠻猶惑也」とある。

注の「象魯爲鄭瞻所惑」については、十七年冬の注に「象魯爲鄭瞻所迷惑也」とあり、疏に「惑精符文」とあるのを参照。

注の「言有者 以有爲異也」については、十七年に「冬多麋」とあり、注に「言多者 以多爲異也」とあるのを参照。

經冬十月

〔莊公十九年〕

經十有九年春王正月

經夏四月

經秋公子結媵陳人之婦于鄄 遂及齊侯宋公盟

傳媵者何 諸侯娶一國 則二國往媵之 以姪娣從

注④「往媵之」と言っているのは、禮では、君は媵を求めず、二國が自分から往って、夫人の媵となる、からである。夫人の尊を専一にするため（の手立て）である。

附注成公八年に「衛人來媵」とあり、注に「言來媵者 禮 君不求媵 諸

侯自媵夫人」とあるのを参照。また、『白虎通』嫁娶篇に「所以不聘

妾何 人有子孫欲尊之義 不可求人以爲賤也 春秋傳曰 二國來媵

可求人爲士 不可求人爲妾何 士卽尊之漸 賢不止於士 妾雖賢 不得爲適」とあるのを参照。

傳姪者何 兄之子也 姉者何 弟也 諸侯壹聘九女 諸侯不再娶

注⑤必ず姪娣がついてゆくのは、一人に子ができるときに、（他の）二人が喜ぶようにさせたい、からである。嫉妒を防ぎ、繼嗣を重んじさせる、ため（の手立て）であり、同時に、それによつて、尊尊・親親（の義）を備えるのである。「九」であるのは、陽數を極めるからである。二度娶らないのは、人の情を節し、媵の路を開く、ため（の手立て）である。

附注の「必以姪娣從之者云云」については、文公十八年の穀梁傳文に「姪娣者 不孤子之意也 一人有子 三人緩帶」とあるのを参照。また、『白虎通』嫁娶篇に「備姪娣從者 爲其必不相嫉妬也 一人有子三人共之 若己生之」とあるのを参照。

注の「九者 極陽數也」については、『漢書』杜欽傳に「禮壹娶九女 所以極陽數 廣嗣重祖也」とあるのを参照。

注の「不再娶者云云」については、『白虎通』嫁娶篇に「必一娶何防淫泆也 爲其棄德嗜色 故一娶而已 人君無再娶之義也」とあるのを参照。なお、「開媵路」については、徐疏に「謂亦有爲嫡之望也」とある。

傳媵不書 此何以書

注⑥（隱公二年には）「（冬十月）伯姬歸于紀」とだけあって、「媵」を書いていない、から。

團爲其有遂事書

④下に遂事の善なるものがあるから、本來なら書くはずのないものを書いて、詳錄しようとするものがあることを示したのであり、伯姬の場合に「媵」を書いているのと同じである。もし、媵をおくつたのでなければ、書き得るもので、本を張るための表現、を採用して、「公子、結如陳、遂及齊侯宋公盟于郵」と言うべきところである。

⑤注の「猶伯姬書媵也」については、成公八年に「衛人來媵」とあり、同九年に「晉人來媵」とあり、同十年に「齊人來媵」とあり、傳にみな、「媵不書、此何以書、錄伯姬也」とあるのを参照。

なお、注の「故書所以不當書」の「以」は、校勘記に従つて、衍文とみなす。

團大夫無遂事、此其言遂何

聘禮大夫受命不受辭

⑥外での事は、あらかじめきめておかないから、このように言つたのである。

團出竟有可以安社稷利國家者、則專之可也

ということを明らかにしたのである。「盟」に地をいっていなのは、上では竟を出た（ことを示す）ために地をいった、というふうにさせたいからである。（つまり）もし、更めて地を出すと、上で地をいつているのが、別に、「媵」のために出した、かにまぎらわしい、からである。陳が「人」を稱しているのは、内「魯」のために書いたから、畧して、外國としての表現で言つたのである。これは陳侯夫人であるのに、「婦」と言つてゐるのは、（嫁ぐ）途中だったからである。「之」（の字）を加えているのは、禮が未だ完成していなかつたからである。（下に）「冬齊人宋人陳人伐我西鄙」とあるのに、「盟」に日をいっていないのは、國家が後に（公子）結の盟約に背いただけで、結自身が不信だつたわけではない、ということを示したのである。

附注の「此陳侯夫人、言婦者，在塗也」については、隱公二年の傳文に「女在其國稱女，在塗，稱婦，入國稱夫人」とあるのを参照。

注の「冬齊人宋人陳人伐我西鄙，而盟不日者云云」については、隱公元年の三月の注に「君大夫盟例日，惡不信也。此月者（中畧）故爲小信辭也。大信者時」とあるのを参照。

なお、注の「公此不至」の「此」は、校勘記に従つて、「比」に改める。

⑦これより先、鄆・幽の會「十五年・十六年」に、公がひきつづいて参加しなかつたため、公子結が竟を出ると、齊・宋が魯の討伐をたくらんでいる、という事態に遭遇した。それ故、君命を勝手に變更して、齊・宋と盟つたのである。（つまり）國家の難を除き、人民の命を保全したから、ほめて詳錄したのである。先に地を書き、後に「盟」を書いているのは、竟を出てはじめて、獨斷専行することが許される、

經 夫人姜氏如莒

⑧「鄙」は、邊垂「はし、はづれ」という表現である。（以下不明）

附注の「榮見遠也」については、校勘記に「諸本同 句當有誤」とある。

ちなみに、穀梁傳文には「其曰鄙 遠之也 其遠之何也 不以難邇我國也」とある。

㊂「宋大水」と同義である。痢は、邪亂の氣が生みだすものである。

(つまり)この時、魯は鄭の瞻を信任し、夫人が莒に行つて淫泆し、齊侯もまた姑姊妹たちと淫通して、嫁がない者が七人もいた、からである。

〔莊公二十年〕

經二十年春王二月夫人姜氏如莒

㊂月をいっているのは、一度目の外出だからである。四年にすでに月をいっていることに従わない、「省畧しない」のは、國がちがうからである。

附注の「再出」については、十九年に「夫人姜氏如莒」とある。

注の「不從四年己月者 異國」については、四年に「春王二月夫人姜氏饗齊侯于祝丘」とあり、注に「月者 再出重也 三出不月者 省文 從可知例」とあるのを参照。

注の災異解釋については、『漢書』五行志上に「董仲舒以爲魯夫人淫於齊 齊桓姊妹不嫁者七人」とあるのを参照。なお、齊桓の淫行については、徐疏に引く『晏子春秋』に「齊景公問於晏子曰 吾先君桓公淫女公子 不嫁者九人 而得爲賢君何」とあるのを参照。「ただし、現行本には「景公問于晏子曰 昔吾先君桓公 善飲酒窮樂 食味方丈好色無別 辟若此 何以能率諸侯以朝天子乎」とある」。また、『荀子』仲尼篇に「內行則姑姊妹之不嫁者七人 閨門之内 般樂奢汰」とあり、『說苑』尊賢篇に「將謂桓公清潔乎 閨門之内 無可嫁者 非清潔也」とあるのを参照。

火災ではないことがわかる。

匱大瘠者何 痢也

㊂「痢」は、民の疾疫「傳染病」である。

匱何以書 記災也

外災不書 此何以書 及我也

經秋七月

經冬齊人伐戎

經二十有一年春王正月

經夏五月辛酉鄭伯突卒

經秋七月戊戌夫人姜氏薨

經冬十有一月葬鄭厲公

注『春秋』は、纂（奪）が明らかな場合には、「葬」を書く。

附桓公十五年に「秋九月鄭伯突入于櫟」とある。

〔莊公二十二年〕

經二十有一年春王正月肆大省

附肆者何 跌也

注「跌」は、度を過すことである。

附穀梁の經では、「省」を「眚」に作つており、傳に「肆 失也 眽災也」とあり、范注に「易稱赦過宥罪 書稱眚災肆赦 經稱肆大眚皆放赦罪人 蕩滌衆故」とある。孔廣森『通義』は、これに従つて、何注を非とし、「跌〔肆〕」は、赦免するの意である、としている。

附大省者何 災省也

注子・卯の日をいう。夏が卯の日に亡び、殷が子の日に亡んだから、先

王はいつも、この日には吉事を省いて、あえて舉行せず、また、自分はこのようにならなくてすむだろうかと、大いに自ら反省し、つてしまだのである。いつも、災を聞いて、自ら反省する、かのようであつた

から、「災省」と言うのである。

附『禮記』檀弓下篇に「子卯不樂」とあり、注に「紂以甲子死 犢以乙卯亡 王者謂之疾日 不以舉樂爲吉事 所以自戒懼」とあるのを参照。

また、『周禮』大司徒に「以荒政十有一聚萬民（中畧）七曰 眽禮」とあり、注に「眚禮 謂殺吉禮也」とあるのを参照。「なお、『釋名』釋天に「眚 省也」とある。」

なお、『通義』は、穀梁に従つて、何注を非とし、「災省」「大省」は、大罪（人）の意である、としている。

附肆大省何以書 譏 何譏爾

附肆始忌省也

注この時、魯は夫人の喪中であつたのに、省日「子・卯の日」を忌んで、哭さなかつたのである。省日は本来、吉事を忌むためのものであつて、凶事を忌むためのものではない。だから、禮では「哭するには、子・卯の日を避けない」『儀禮』土喪禮」のである。孝子の恩を専一にするため（の手立て）である。「母を思うことを許さない」『元年傳文』のに、省日を忌んだことを譏つてゐるのは、そもそも母に事えなかつたのなら、始めから省日を忌むはずもない「とにかく、母に事えた」、からであり、商人のために、（臣子が）賊を討たなかつたことを責めている、のと同じである。

附注の「猶爲商人責不討賊」については、徐疏に「文十四年九月齊公子商人弑其君舍 然則商人者是篡弑之賊也 齊之臣子 理宜討之 而反臣事失其所也 及文十八年夏齊人弑其君商人 而不書其葬者 以責臣

子不討賊也 似文姜罪實宜絕之 公旣不絕 宜盡子道 而反忌省 故得責之」とある。

注の「孝子之思」の「思」は、校勘記を参考して、「恩」に改める。

なお、『通義』は、何注を非とし、傳の「忌省」は、國に大罪人がいることを諱む、の意である、としている。

經癸丑葬我小君文姜

傳文姜者何 莊公之母也

㊂そのたびに傳を發しているのは、仇母であることを示し、子の恩を詳
錄したのである。一般に、母は、子の在位期間内では、適・庶の別なく、いざれもみな、子に繫がり、子の在位期間外では、適母は夫に繫
がり、庶母は子に繫がる。「小君」と言つてゐるのは、君と比べて小
だからであり、ともに、臣子の立場からの表現である。「文」は、謚
である。夫人は、姓を謚に配する。最後まで本を忘れないようにさせ
たいからである。

附注の「輒發傳」については、隱公元年の傳文に「仲子者何 桓之母
也」とある。

經秋七月丙申及齊高傒盟于防

㊂「防」は、魯地である。

圃齊高傒者何 貴大夫也

曷爲就吾微者而盟

㊂暨の場合には、公と盟つてゐる、から。

附九年に「公及齊大夫盟于暨」とある。

圃公也

㊂日をいゝてゐるからである。微者の場合は日をいえず、(また)大夫

が盟つた場合は、名氏を出すはずである。

附隱公元年九月の注に「微者盟例時」とあるのを参照。

圃公則曷爲不言公 謹與大夫盟也

經陳人殺其公子禦寇

㊂(この記事を)書いたのは、君子の子を殺すのはゆゆしきことだからである。

經冬公如齊納幣

㊂「納幣」は、つまり納徵である。禮に「主人が幣を受けとり、士が饗くわう皮を受けとる」とある。禮で「納徵」と言い、《春秋》で「納幣」と

言うのは、《春秋》は質だからである。一般に、婚禮は、みな鴈を用い

㊂「五月」を時の首としているのは、莊公が、仇國の女を娶つたため、先祖に事え、四時の祭祀を奉ずる、ことが出来ない、のを譲つたのであり、五月が時の首となれないと同じである。

附隱公六年の傳文に「春秋雖無事 首時過則書」とあり、注に「首 始也 時 四時也 過 歷也 春以正月爲始 夏以四月爲始 秋以七月爲始 冬以十月爲始 歷一時無事 則書其始月也」とあるのを参照。

る。鴈が時節を心得ておる點に取つたのである。納徵だけは、玄帛三匹・纁帛二匹と鼈皮を用いる。玄帛三四・纁帛二匹は、それらが天地に順つておる點に取つたのである。鼈皮は、鹿の皮であり、昔を重んじるため（の手立て）である。

附『儀禮』士昏禮に「納徵 玄纁束帛鼈皮 如納吉禮」とあり、記に「主人受幣 士受皮者 自東出于後 自左受 遂坐攝皮 逆退 適東壁」とあるのを参照。また、『白虎通』嫁娶篇に「納采問名納吉請期

親迎

以鴈爲贊

納徵用玄纁

故不用鴈也

贊用鴈者

取其隨時而南

北 不失其節

（中畧）納徵

玄纁束帛離皮

玄三法天

纁二法地也

とあるのを参照。また、隱公元年秋七月の注に「東帛謂玄三纁二 玄

三法天 纁二法地」とあるのを参照。なお、注の最後の「所以重古也」については、徐疏に「正以古者食肉衣服捕禽獸故也」とある。

なお、注のはじめの方に「納徵納徵」と重ねているのは、挾勘記に從つて、一方を衍文とみなす。

團納幣不書 此何以書

⑥桓公三年には「公子翬如齊逆女」とあって、「納幣」は書いていない、から。

團譏 何譏爾 親納幣非禮也

⑦この時、莊公は、實は淫泆したのであるが、大惡すぎて言うことが出来ないから、「納幣」があつたのを利用して、（かわりに）禮儀しらず

という點「自分で納幣したという小惡」を譏つたのである。喪中に娶つたことを譏らないのは、淫の方を重大と見るからである。一般に、

公が齊へ行つた場合、淫を示すための手立てとして、いづれもみな危んで、もどつたことをいう。

附注の「譏喪娶」については、文公二年の傳文に「納幣不書 此何以書 譏 何譏爾 譏喪娶也」とあるのを参照。

注の「危致」については、桓公二年冬の注に「凡致者 臣子喜其君父脫危而至」とあるのを参照。

〔莊公二十三年〕

經二十有三年春公至自齊

團桓之盟不日 其會不致 信之也

⑧柯の盟には日をいわず、柯の會からはもどつたことをいつていなかから。

附十三年に「冬公會齊侯盟于柯」とある。

團此之桓國 何以致 危之也 何危爾

公一陳佗也

⑨公は、齊を行つて淫したから、陳佗と同じである。

附桓公六年に「蔡人殺陳佗」とあり、傳に「陳佗者何 陳君也 陳君則

曷爲謂之陳佗 絶也 曷爲絕之 賤也 其賤奈何 外淫也 惡乎淫淫于蔡 蔡人殺之」とあるのを参照。

經祭叔來聘

⑩「使」を稱していないのは、公は陳佗と同じだから、絶つて、わが國

に君がいないかのようにし、それによって、絶つべきことを示したの

であり、同時に、天子がへり下って小人を聘問することを許さなかつたのである。

○公至自齊

○荆人來聘

附 閔公二年に「冬齊高子來盟」とあり、傳に「何以不稱使 我無君也」

とあるのを参照。

○經夏公如齊觀社

○傳何以書 謔 何譏爾 諸侯越竟觀社非禮也

注 「觀社」とは、社を祭るのを觀たのである。淫したことを諱んで、「觀社」と言つてゐるのは、自分で納幣した場合と同義である。社は土地の主であり、祭はその徳に報るのである。(社は)萬物を生み、人民を住まわせ、徳が至厚で、功が至大であるから、春・秋に感じて、祭るのである。(その際)天子は三牲「牛・羊・豕」を用い、諸侯は羊・豕を用いる。

○附注の「諱淫言觀社者 與親納幣同義」については、二十二年に「冬公

如齊納幣」とあり、注に「時莊公實以淫泆 大惡不可言 故因其有事於納幣 以無廉恥爲譏」とあるのを参照。なお、『春秋繁露』玉英篇

に「譏何故言觀魚 猶言觀社也 皆諱大惡之辭也」とあるのも参照。

注の「感春秋而祭之」については、『白虎通』社稷篇に「歲再祭之何

春求秋報之義也」とあるのを参照。

注の「天子用三牲 諸侯用羊豕」については、『禮記』王制篇に「天子社稷皆大牢 諸侯社稷皆少牢」とあるのを参照。

○上では州(名)を稱しているから。

○附十年に「秋九月荆敗蔡師于莘 以蔡侯獻舞歸」とあり、傳に「荆者何

州名也」とある。また、十六年に「秋荆伐鄭」とある。

○傳始能聘也

○《春秋》は、魯を王とし、始めて來聘したことに因んで、夷狄で、王化を慕い、聘禮を脩め、正朔を受ける、ことが出來た者は、進めるべきである、ということを明らかにするから、「人」を稱させたのである。「人」を稱する場合には、國(名)に繋げるはずであるのに、「荆」に繋げているのは、「夷狄を許す場合には、一舉にはしない」「文公九年・襄公二十九年傳文」からである。

○經公及齊侯遇于穀

○經蕭叔朝公

○傳其言朝公何

○注の「公が内にいる場合には「朝公」とは言わず、外にいる場合には「會」と言う、から。

○圃公在外也

○この時、公は廟を外で受けたから、「朝公」と言つて、公が廟で受け

なかつたことをにくんだのである。

附 隱公七年の注に「不言聘公者 禮聘受之於大廟 孝子謙 不敢以己當之 歸美於先君 且重賓也」とあり、同十一年の注に「不言朝公者 禮朝受之於大廟 與聘同義」とあるのを参照。

經秋丹桓宮楹

傳何以書譏何譏爾丹桓宮楹非禮也

注「楹」は、柱である。丹塗りしたのは、齊の女を娶るにあたって、見せびらかそうとした、からである。傳で、「丹桓宮」と言つて いるのは、天子・諸侯には各々きまりがあることをいおうとしたのである。禮では、天子は、けづつて粗くみがき、(さらに)きめの細かい砥石でみがく。諸侯は、けづつて粗くみがき、きめの細かい砥石ではみがかない。大夫は、けづる。士は、先端だけをけづる。宗廟に對して禮を失した場合は、例として時をいう。

附注の「傳言丹桓宮者 欲道天子諸侯各有制也」について。穀梁傳文に「禮 天子諸侯黝堊 大夫倉 土黼」とあるが、『太平御覽』卷第一百八十七の引用では、これを「禮 天子丹 諸侯黝 大夫蒼 土黼」に作つて いる。後者によれば、魯はここで、天子の禮を僭用したということになり、何休の解釋と共通する。なお、王引之は、前者をとり、魯はここで、そもそも禮として存在しないものを行つた、としている

〔『經義述聞』穀梁の項を参照〕。

注の「禮天子云云」は、實は、「楹」に關するものではなくて、「桷」

に關するものである。二十四年の穀梁傳文に「禮 天子之桷 斫之嬖之 加密石焉 諸侯之桷 斫之嬖之 大夫斲之 士斲本」とあるのを参照。なお、『國語』晉語八にも「天子之室 斫其椽而嬖之 加密石焉 諸侯嬖之 大夫斲之 士首之」とある。

經冬十有一月曹伯射姑卒

注曹は、《春秋》を通じて、常に、「卒」に月をいい、「葬」に時をいう。(つまり)始めに、「卒」に日をいい、「葬」に月をついていて、大國と同じであるかにまぎらわしいから、以後の「卒」には(みな)日をいわないのであり、所聞の世に入り、日をいえるようになつても、日をいわないのである。

附注の「曹達春秋常卒月葬時也」については、例えば、文公九年に「秋八月曹伯襄卒」「(冬)葬曹共公」とあり、昭公十八年に「春王三月曹伯須卒」「秋葬曹平公」とある。

注の「始卒日葬月」については、桓公十年に「春王正月庚申曹伯終生卒」とあり、「夏五月葬曹桓公」とあって、注に「小國始卒 當卒月葬時 而卒日葬月者 曹伯年老 使世子來朝 春秋敬老重恩 故爲魯恩錄之尤深」とある。

注の「嫌與大國同」については、隱公四年の注に「卒日葬月 達於春秋 爲大國例」とあるのを参照。

〔經十有二月甲寅公會齊侯盟于扈
桓之盟不日 此何以日 危之也 何危爾〕

我貳也

のを参照。

④莊公に汚貳の行いがあつたのである。

附注の「汚貳之行」については、徐疏に「謂莊公之行既不清潔 又不專一 故謂之汚貳矣」とある。ただし、俞樾『平議』には、「傳文止言

貳 不言汚 而何解以爲汚貳 蓋以汚釋貳也 若如疏義 分汚貳爲二 則汚字增出矣 今按貳當讀爲膩 玉篇肉部 膩 垢膩也 垢膩則有 汚義 古字卽以貳爲之 廣雅釋言 貳 汚也 王氏念孫疏證曰 貳當 作膩」とある。

なお、注の「淫泆」は、校勘記に従つて、衍文とみなす。

團魯子曰 我貳者 非彼然 我然也

⑤上の説明では、齊が、わが國が貳であるのをにくみ、疑つて盟つたから、日をいった、かにまぎらわしいから、「齊がわが國をにくんだのではなく、わが國（自體）の行いが汚貳で、動けば危険があつた、から日をいったのである」と、解説したのである。

經葬曹莊公

經夏公如齊逆女
團何以書 親迎禮也

⑥淫したことを諱むから、禮にかなつてゐるから書いた、かのようになつたのである。禮では、諸侯が娶つて三箇月後に、夫人が宗廟にまみえ、宗廟にまみえてはじめて、婦としての禮が完成する、のである。

附注の「諱淫」については、二十一年冬の注に「時莊公實以淫泆 大惡不可言」とあるのを参照。

注の「禮諸侯云云」については、『禮記』曾子問篇に「三月而廟見稱來婦也 擇日而祭於禰 成婦之義也」とあるのを参照。

經秋公至自齊 八月丁丑夫人姜氏入

團其言入何

⑦（桓公三年の）夫人姜氏には、「至」と言い、「入」とは言つていなかから。

經二十有四年春王三月刻桓宮桷
團何以書 譏 何譏爾 刻桓宮桷非禮也

⑧楹に丹塗りした場合と同義である。月をいつているのは、工事の規模が、楹に丹塗りする場合よりも大きい、からである。

附二十三年に「秋丹桓宮楹」とあり、注に「丹之者 爲將娶齊女 欲以誇大示之」とあるのを参照。また、同注に「失禮宗廟 例時」とある

團難也 其難奈何

⑨（桓公三年の）夫人姜氏の到着には、日をいつていない、から。

團難也 其難奈何

夫人不僂 不可使入 與公有所約 然後入

㊂「僂」は、疾「すみやか」であり、齊人の語である。「約」とは、媵妻を遠ざけることを約束したのである。夫人は、とどまつて、すみやかに公に順うことに同意せず、（そのため）すぐに入らせることが出来ず、公がもどった後に、公と約束し、八月丁丑になつて、ようやく入つた。だから、難澀したという表現をなしたのである。夫人が公に約束させたことを大惡としないのは、妻が夫に事えるには、四つの義がある、からである。（つまり）鷄鳴に、髪を黒い絹で包み、笄をさして朝するのは、君臣の禮であり、三年間、あわれみいたむのは、父子の恩であり、安危・可否をはかるのは、兄弟の義であり、樞機の内・寢席の上は、朋友の道であるから、専ら君臣の義だけで責めるわけにはゆかないのである。

附注の「夫人要公 不爲大惡」については、徐疏に「正以所傳聞之世内之大惡皆諱不書 今而書之 故知然也」とある。なお、「要」については、十三年の注に「臣約束君曰要」とあるのを参照。

注の「妻事夫有四義云云」については、『白虎通』嫁娶篇に「婦事夫有四禮焉 雞初鳴咸盥漱 櫛纏笄總而朝 君臣之道也 恰隱之恩 父子之道也 會計有無 兄弟之道也 閨闥之内衽席之上 朋友之道也」とあるのを参照。

續 戊寅大夫宗婦觀用幣

團宗婦者何 大夫之妻也 觀者何 見也 用者何
用者不宜用也

㊂幣を贊「てみやげ」として用いてはならないのである。

團見用幣 非禮也

㊂（「用」という）表現が、「観」の下にあって、持つてまみえさせないことから、非禮であることがわかる。

備徐疏に「若其是禮 宣言大夫宗婦用幣觀也」とある。

團然則曷用 粟栗云乎 肥脩云乎

㊂「肥脩」は、脯「ほじし」である。禮では、婦人は、舅姑にまみえるには、棗・栗を贊とし、女姑にまみえるには、肥脩を贊とし、至尊なる夫人にまみえるには、兩方を用いる。「云乎」は、辭「虛詞」である。棗・栗は、早朝から自分を謹敬にすることに取つたのであり、肥脩は、断然「一心」に自分を脩正することに取つたのである。これらを執る「持つ」のは、その言葉どおりにするということであり、情をのべ、心をくばるため（の手立て）である。一般に、贊として、天子は鬯「においぎけ」を用い、諸侯は玉を用い、卿は羔を用い、大夫は鴈を用い、士は雉を用いる。雉は、それが耿介である「かたく操を守る」ことに取つたのである。鴈は、それが、人の上にいて、行列の先後が整っている、ことに取つたのである。羔は、それが、とらえても鳴かず、殺してもさけばず、必ずひざまづいて乳をもらい、義のために死に、禮を知る者に似ている、ことに取つたのである。玉は、それが、極めて清廉で、缺點をかくすことをせず、潔白で、汚れを受けず、内は堅剛でありますがら、外は温潤であり、德を備えた君子に似ている、ことに取つたのである。鬯は、それが、こうばしい香りを發して上に

あり、臭いが天に達して、醇粹でまじりけがなく、聖人に似ている、ことに取ったのである。だから、その人が執る「持つ」ものをみれば、その人の職務がわかるのである。日をいつては、禮では、夫人が到着すると、大夫がみな郊に出迎え、あくる日に、大夫の宗婦がみなまみえるから、そのあくる日を著わしたのである。大夫の妻を「宗婦」と言うのは、大夫のうちで、宗子であるもの、についてである。

族に宗があるので、族をととのえ、親疏をおさめ、昭穆の親疏がそれぞれ正しい順序になるようにする、ためである。だから、始祖の統で、世々重きを繼ぐものが、大宗となり、旁統のものが、小宗となる。小宗に子がない場合は絶ち、大宗に子がない場合は絶たない。本を重んじるからである。天子・諸侯は（位を）世襲し、三牲で養うから、禮として、宗を代わるというきまりがある。大夫は世襲しないから、宗を勝手に（代わること）は出來ない。「宗婦」と明言しているのは、教化が本から始まることを重んじてである。

〔附〕傳・注の「暇」は、挾勘記に従つて、すべて、「暇」に改める。

注の「殷脩者」から「自脩正」までは、『儀禮』士昏疏に引用されてゐる。ただし、引用文では、「舅姑」を「舅」に、「女姑」を「姑」に作つてゐる。なお、『白虎通』瑞贊篇に「故后夫人以栗栗殷脩者 凡内脩陰也 又取其朝早起 栗戰慄自正也 殷脩者 脩也」とあるのを参照。また、文公二年の傳文に「練主用栗」とあり、注に「栗猶戰栗謹敬貌」とあるのを參照。

注の「凡贊天子用鬯云云」については、『禮記』曲禮下篇に「凡摯

天子鬯 諸侯圭 卿羔 大夫鴈 士雉」とあるのを參照。また、『白虎通』瑞贊篇に「公侯以玉爲贊者 玉取其燥不輕濕不重 明公侯之德全也 卿以羔爲贊 羔者 取其羣而不黨 卿職在盡忠率下 不阿黨也 大夫以鴈爲贊者 取其飛成行止成列也 大夫職在奉命適四方 動作當能自正以事君也 士以雉爲贊者 取其不可誘之以食 懾之以威 必死不可生畜 士行耿介 守節死義 不當移轉也」とあり、『說苑』修文篇に「天子以鬯爲贊 鬯者 百草之本也 上暢於天 下暢於地 無所不暢 故天子以鬯爲贊 諸侯以圭爲贊 圭者 玉也 薄而不撓 廉而不劖 有瑕於中 必見於外 故諸侯以玉爲贊 卿以羔爲贊 羔者 羊也 羊羣而不黨 故卿以爲贊 大夫以鴈爲贊 鴈者 行列有長幼之禮 故大夫以爲贊 士以雉爲贊 雉者 不可指食籠狎而服之 故士以雉爲贊」とあり、『春秋繁露』執贊篇に「凡執贊 天子用暢 公侯用玉 卿用羔 大夫用雁 雁乃有類於長者 長者在民上 必施然有先後之隨 必倣然有行列之治 故大夫以爲贊 羔有角而不任 設備而不用類好仁者 執之不鳴 殺之不諦 類死義者 羔食於其母 必跪而受之 類知禮者 故羊之爲言 猶祥與 故卿以爲贊 玉有似君子 子曰人而不曰如之何如之何者 吾末如之何也矣 故匿病者不得良醫 羞問者聖人去之 以爲遠功而近有災 是則不有 玉至清而不蔽其惡 內有瑕穢 必見之於外 故君子不隱其短 不知則問 不能則學 取之玉也 君子比之玉 玉潤而不汚 是仁而至清潔也 廉而不殺 是義而不害也 堅而不磬 過而不濡 視之如庸 展之如石 狀如石 搔而不可從繞 潔白如素 而不受汚 玉類備者 故公侯以爲贊 暢有似於聖人

者 純仁淳粹 而有知之貴也 擇於身者 盡爲德音 發於事者 盡爲

潤澤 積美陽芬香 以通之天 暢亦取百香之心 獨末之 合之爲一

而達其臭氣暢于天 其淳粹無擇 與聖人一也 故天子以爲贊 而各以

事上也 觀贊之意 可以見其事」とあるのを参照。なお、注の「士用

雞」の「雞」は、校勘記に従って、「雉」に改める。

注の「族所以有宗者云々」については、『白虎通』宗族篇に「古者所

以必有宗何也 所以長和睦也（中畧）所以紀理族人者也」とあるのを

参照。

注の「故始統世世繼重者云々」については、『白虎通』宗族篇に「宗

其爲始祖後者 爲大宗 此百世之所宗也 宗其爲高祖後者 五世而遷

者也（中畧）宗其爲曾祖後者 爲曾祖宗 宗其爲祖後者 爲祖宗 宗

其爲父後者 爲父宗 父宗以上至高祖宗 皆爲小宗 以其轉遷別于大

宗也」とあるのを参照。

注の「小宗無子則絕云々」については、『白虎通』封公侯篇に「禮服

傳曰 大宗不可絕 同宗則可以爲後 爲人作子何 明小宗可以絕 大

宗不可絕 故舍己之後 往爲後於大宗 所以尊祖重不絕大宗也 春秋

傳曰 爲人後者爲之子」とあるのを参照。

注の「天子諸侯世云々」については、『白虎通』宗族篇に「諸侯奪宗

明尊者宜之 大夫不得奪宗何 曰 諸侯世世傳子孫 故奪宗 大夫

不傳子孫 故不奪宗也」とあるのを参照。なお、『漢書』梅福傳に「諸

侯奪宗」とあり、注に「如淳曰 奪宗 始封之君尊爲諸侯 則奪其舊

爲宗子之事也」とあるのも参照。

經大水

④夫人が節制せず、そのまま二叔と淫通し、陰氣が盛んになつたから、あくる年にも、また水がでたのである。

附注の「淫二叔」については、二十七年の傳に「公子慶父公子牙通乎夫人」とある。

注の「明年復水」については、二十五年に「秋大水」とある。

なお、『漢書』五行志上に「董仲舒以爲夫人哀姜淫亂不婦 陰氣盛也

劉向以爲哀姜初入 公使大夫宗婦見用幣 又淫於二叔 公弗能禁

臣下賤之 故是歲明年仍大水」とあるのを参照。

經冬戎侵曹 曹羈出奔陳

團曹羈者何 曹大夫也

④小國であることから、氏がなくても大夫であることがわかる。

團曹無大夫 此何以書

④羈に氏がないから。

團賢也 何賢乎曹羈

④國が侵されたため、出奔して難を避けた、から。

附二十七年の傳文に「君子辟內難而不辟外難」とあるのを参照。

團戎將侵曹 曹羈諫曰 戎衆以無義

④戎は軍勢が多く、しかも、いつも無義なことばかりしている。

團君請勿自敵也

④禮では、兵力が匹敵すれば戦い、匹敵しなければ守る。君は、軍勢が

少ないから、守る方がよい。(つまり) 臣下を往かせようとしたのである。

附僖公二十二年の穀梁傳文に「倍則攻 敵則戰 少則守」とあるのを參照。

少ないから、守る方がよい。(つまり) 臣下を往かせようとしたのである。

附注の「諫必三者云云」については、『禮記』鄉飲酒義篇に「讓之三也象月之三日而成魄也」とあるのを参照。また、『白虎通』日月篇に「三日成魄 八日成光」とあるのを参照。

附曹伯曰 不可

臣下だけを往かせるわけにはゆかない。

附三諫不從 遂去之 故君子以爲得君臣之義也

附孔子が言つてゐる「大臣といふものは、道をもつて君に事え、それがだめなら、身をひく」『論語』先進篇と。このことを言つたのである。必ず三度諫めるのは、月が生まれて三日後に、魄「ひかり、あかり」を成す、ことに取つたのであり、臣としての道はそれで成就されるのである。きき入れられなかつた場合に去ることが出来るのは、仕えるのは道を行うためであり、道が行われなければ、義として、徒食するわけにはゆかない、からである。賢者の志をのばし、惡君をみずてる、ため(の手立て)である。諫には、五つがある。一つは、諷諫であり、孔子が「家に武器を藏してはならず、邑に百雉の城があつてはならない」と言い、(そのため)季氏が自分から取り壊した「定公十二年傳文」のが、その例である。二つは、順諫であり、曹羈「ここ」が、その例である。三つは、直諫であり、子家駒「昭公二十五年傳文」が、その例である。四つは、爭諫であり、子反がひとりで歸ろうとした「宣公十五年傳文」のが、その例である。五つは、贛諫であり、百里子・蹇叔子「僖公三十三年傳文」が、その例である。

注の「不從得去者云云」については、『白虎通』諫諷篇に「諸侯之臣諷不從 得去何 以屈尊卑孤惡君也」とあるのを参照。

注の「諫有五云云」については、『說苑』正諫篇に「是故諫有五一曰正諫 二曰降諫 三曰忠諫 四曰讐諫 五曰諷諫 孔子曰 吾其從諷諫矣乎」とあるのを参照。また、『白虎通』諫諷篇に「人懷五常故知諫有五 其一曰諷諫 二曰順諫 三曰闕諫 四曰指諫 五曰陷諫

諷諫者智也 知患禍之萌 深睹其事 未彰而諷告焉 此智之性也順諫者仁也 出辭遜順 不逆君心 此仁之性也 闕諫者禮也 視君顏色 不悅且郤 悅則復前 以禮進退 此禮之性也 指諫者信也 指者質也 質相其事而諫 此信之性也 陷諫者義也 懈隱發於中 直言國之害 勵志忘生 爲君不避喪身 此義之性也 孔子曰 諫有五 吾從諷之諫」とあるのを参照。

經赤歸于曹郭公

附赤者何 曹無赤者 蓋郭公也

附「郭公」が「赤」の下にあるから。

附郭公者何 失地之君也

「失地」とは、出奔したのである。名(だけ)をいつて「歸」と言い、
「郭公」を「赤」の下に倒置しているのは、曹伯が戎に殺されたこと

を示したいから、曹伯が死んで、「郭公」とおくりなしたところへ、

「赤」という微者が、自分から曹に歸した「身をよせた」、かのよう

にしたのである。「赤奔」と言わるのは、微者の例に従つた「名だけを言つた」ため、出奔として記録できない、からである。

附注の「使若曹伯死 謚之爲郭公 而赤微者自歸曹也」とは、經文を「赤、曹の郭公に歸す」とも讀める、ということである。

〔莊公二十五年〕

經二十有五年春陳侯使女叔來聘

㊂字を稱しているのは、老を敬したのである。禮では、七十になると、

庶人であつても、君主「？」は、字でよんと、禮遇する。『孝經』に

「昔、明王が孝によつて天下を治めた際には、小國の臣さえもわすれなかつた」「孝治章」とある。

附注の「主孝而禮之」の「孝」は、校勘記に従つて、「字」に改める。

なお、「主」は、意味がはつきりしない。

經夏五月癸丑衛侯朔卒

㊂『春秋』は、篡奪が明白な場合には、「葬」を書くはずである。(それなのに) 朔に「葬」を書かないのは、(「葬」を書くと) 一般の、篡奪が明白な場合、と同じであつて、その身(だけ)を絶ち、國は絶つべきでない、かにまぎらわしいから、「葬」をとり去り、天子の命を犯したことば重大であつて、「葬」を書くことは出來ず、國を盜んだの

と同じである「國も絶つべきである」ということを明らかにしたのである。

附六年に「夏六月衛侯朔入于衛」とあり、傳に「衛侯朔何以名 絶 昔爲絕之 犯命也 其言入何 篡辭也」とあるのを參照。

經六月辛未朔日有食之 鼓用牲于社

團日食 則曷爲鼓用牲于社

㊂日食は天に在るから。

團求乎陰之道也

㊂「求」は、責求「せめたてる」である。

團以朱絲營社

或曰 脅之 或曰 爲闇 恐人犯之 故營之

㊂「或曰」とは、或人の言葉であり、その義が各々、異なつてゐるのである。「或曰脅之」は、責求と同義である。(つまり) 社は土地の主で

あり、月は土地の精であるが、(日食は、その精が) 上で天に繋がつて日を犯すのであるから、鼓をうち鳴らして社を攻めるのは、その本を脅すためであり、朱絲を社にめぐらすのは、陽を助け陰を抑えるためである、ということである。「或曰爲闇」は、社は土地の主で、尊いものであるが、(日食は) 日の光が盡き、天が暗くなるため、人が社を侵犯する恐れがあるのである、ということである。しかしながら、この説はまちがつてゐる。(それなのに) 或傳

「もう一つの解釋」を記しているのは、異説を無視しないことを示す

ためである。先に「鼓」と言い、後に「用牲」と言つてゐるのは、先に、尊者の命によつて責め、後に、臣子の禮によつて接する、ことを明らかにしたのであり、恭順するため（の手立て）である。「鼓于社用牲」と言わるのは、（このように言うと）「禘于大廟用致夫人」と同じであつて、「用牲」が非禮であることを示してゐる、かにまぎらわしい、からである。（この記事を）書いたのは、内「魯」が天災を懼れて應變し、禮にかなつて、ことをほめてである。（しかし）この後、夫人がそのまま節制せず、二叔と淫通し、二嗣子を殺すことになる。

附注の「助陽抑陰」については、『白虎通』災變篇に「日食必救之何

陰侵陽也 鼓用牲于社 社者衆陰之主 以朱絲縛之 鳴鼓攻之 以陽責陰也」とあるのを参照。

注の「不言鼓于社用牲者云云」については、僖公八年に「秋七月禘于大廟用致夫人」とあり、傳に「用者何 用者不宜用也 致者何 致者不宜致也 祔用致夫人 非禮也」とあり、注に「以致文在廟下 不使入廟 知非禮也」とあるのを参照。

なお、注の「尊命」は、校勘記に従つて、「尊者命」に改める。

經伯姬歸于杞

經秋大水 鼓用牲于社于門

傳其言于社于門何

註一度、鼓をうち鳴らし、牲を用いている、だけであるから。

園于社禮也 于門非禮也

門ではあるが、畧して、もう一度「鼓用牲」を擧げることはしないのである。非禮の方「[于門]」だけを重大であるとしてとりあげる、ことをしないのは、「于社」をとり去ると、門ではあるが禮であるかにまぎらわしい、からである。大水の場合が、日食の場合と同様である「同じく、鼓をうち鳴らし、社で牲を用いる」のは、水もまた、（本来）土地がつくりだすものだからである。（つまり）雲は本來、地から出て、天に上り、そこではじめて雨となつて、功を天に歸するのであり、（これは）臣が美「名譽」を君に歸するのと同じである。

附注の「水亦土地所爲云云」については、『春秋繁露』五行對篇に「地出雲爲雨 起氣爲風 風雨者地之所爲 地不敢有其功名 必上之於天 命若從天氣者？」故曰天風天雨也 莫曰地風地雨也 勤勞在地名一歸於天 非至有義 其孰能行此 故下事上 如地事天也 可謂大忠矣」とあるのを参照。

經多公子友如陳

註「如陳」とは、聘したのである。内「魯」が朝聘するのを「如」と言

うのは、内を尊んである。（この記事を）書いたのは、内が接した相手を記録するためである。京師や大國に朝し、善である場合には、詳しい表現をし、楚に行つた場合には、危む表現をする「いづれも、月をいう」。聘に月をいわないのは、朝に比べて軽いからである。

附注の「内朝聘言如者 尊内也」については、隱公十一年春の注に「春秋王魯 王者無朝諸侯之義 故内適外言如 外適内言朝聘 所以別外尊内也」とあるのを参照。

注の「書者 錄内所交接也」とあるのを参照。

注の「書者 錄内所交接也」については、僖公十年の注に「書如者 錄内所交接也」とあるのを参照。

注の「朝京師大國善云云」については、僖公十年の注に「故如京師善則月榮之 如齊晉善 則月安之 如楚 則月危之 明嘗尊賢慕大無友不如己者」とあるのを参照。また、桓公六年冬の注に「朝聘例時」とあるのを参照。なお、具體例としては、僖公十年に「春王正月公如齊」とあり、注に「月者 僖公本齊所立 桓公德衰見叛 獨能念恩朝事之 故善錄之」とある。また、成公十三年に「三月公如京師」とあり、注に「月者 善公尊天子」とある。また、襄公二十一年に「春王正月公如晉」とあり、注に「月者 漢梁之盟後 中國方乖離善公獨能與大國」とある。また、襄公二十八年に「十有一月公如楚」とあり、注に「如楚皆月者 危公朝夷狄也」とある。

[莊公二十六年]

附注の「内朝聘言如者 尊内也」については、隱公十一年春の注に「春秋王魯 王者無朝諸侯之義 故内適外言如 外適内言朝聘 所以別外尊内也」とあるのを参照。

この經文については、校勘記を参照。

附注の「内朝聘言如者 尊内也」については、隱公十一年春の注に「春秋王魯 王者無朝諸侯之義 故内適外言如 外適内言朝聘 所以別外尊内也」とあるのを参照。

附注の「内朝聘言如者 尊内也」については、隱公十一年春の注に「春秋王魯 王者無朝諸侯之義 故内適外言如 外適内言朝聘 所以別外尊内也」とあるのを参照。

何以不名

④莒は曹より小國であるにもかかわらず、公子意恢を殺すのに、名をいつている、から。

附注の「冬莒殺其公子意恢」とある。

曷爲衆殺之

⑤三郤を殺すのに名をいっている、から。

附注の「成公十七年に「晉殺其大夫郤鍇郤州郤至」とある。

圃不死于曹君者也

⑥曹の諸大夫と君とが、いづれも戎を相手に戦い、曹伯が戎に殺されたのに、諸大夫は節義のために死ぬことをせず、自分達だけ、退却して生をむさぼったから、後に嗣子が立つて、彼らを誅殺したのである。

《春秋》は、彼らに罪があると考えるから、衆として畧し、名をいわない。一般に、君が大夫を殺したことと書く場合、大夫に罪があつても、專殺として書き、その他はみな、(君の) 罪として挙げる。

附注の「專殺」とは、天子の許可なく、勝手に殺すことをいう。『孟子』告子下篇に「無專殺大夫」とあるのを参照。

なお、注の「大夫有非」の「非」は、校勘記に従つて、「罪」に改める。

圃君死乎位曰滅

曷爲不言其滅

⑦(昭公二十三年には)「胡子髡(沈子楹)滅」とあるから。

團爲曹羈諱也

此蓋戰也 何以不言戰

㊂上の言葉から、戰であつたことがわかる。

附上の傳文に「不死于曹君者也」とある。

團爲曹羈諱也

㊂諱んだのは、上の（曹羈の）出奔が、難を避けたかにまぎらわしいから、（つまり）曹羈が賢であることを示したいから、また、諫めたものが戦であるから、（曹羈の）ために戦・「滅」の文をとり去つたのであり、曹羈の意志を（經文上で）成就させるため（の手立て）である。

「曹には大夫がない」〔二十四年傳文〕はずなのに、（ここで）大夫を殺したことを書いているのは、誅すべきことを示したのである。

附曹羈のことについては、二十四年冬の傳文に詳しい。

經秋公會宋人齊人伐徐

經冬十有二月癸亥朔日有食之

㊂異として（の意味）は、上の日食とほぼ同じである。

附二十五年に「六月辛未朔日有食之」とあり、注に「是後夫人遂不制

通於二叔 殺二嗣子也」とある。

なお、『漢書』五行志下之下に「劉向以爲時戎侵曹 魯夫人淫於慶父

叔牙 將以弑君 故比年再饑以見戒」とあるのを参照。

〔莊公二十七年〕

經二十有七年春公會杞伯姬于洮

㊂（この記事を）書いたのは、公が内女「魯女」に非禮を教えたことをにくんである。「洮」は、内地「魯地」である。一般に、公が出た場合、それが國外であれば、もどつたことをいい、國內であれば、もどつたことをいわない。婦人と會した場合には、意を得たかどうかに關わらず、國外であっても、もどつたことをいわない。伯姬に卒をいわないのは、おそらく、忌服の關係がない者に對して卒をいうことを許さない、からであろう。女の「會」・「來」には、例として、いづれもみな時をいう。

附注の「凡公出在外致」については、六年の注に「公與二國以上出會盟 得意致會 不得意不致 公與一國出會盟 得意致地 不得意不致」とあるのを参照。つまり、「凡」とはあるが、實は、意を得た場合をいっているのである。

注の「不與卒子無服」については、徐疏に「蓋以其嫁於大夫 故云不與卒子無服矣」とある。

經夏六月公會齊侯宋公陳侯鄭伯同盟于幽

經秋公子友加陳葬原仲

團原仲者何 陳大夫也

大夫不書葬 此何以書

㊂益師「隱公元年」等にはみな、「葬」を書いていない、から。字を稱しているのは、葬は、主人「内輪」（のよび方）に従う、からである。

附徐疏に「若五等諸侯之卒 例書本爵 及其葬時 悉皆稱公 亦是葬從

主人之稱 故取尊名矣」とある。

なお、『禮記』玉藻篇に「士於君所言大夫 没矣則稱謚若字」とあるのを参照。また、桓公二年の穀梁傳文に「臣既死 君不忍稱其名」とあるのを参照。

團通乎季子之私行也

㊂公事によらずに行くのを「私行」という。私行である（とされてい

る）のに、「葬原仲于陳」と言わない「如陳」と言つてはいるのは、

告羅〔二十八年〕の場合は、「告羅」の上に「無麥禾」があるため、

〔如齊〕と言わなくても國事によつて行つたことがわかるが、こ

こは、上下に國事であることを示す表現がないため、もし、「如陳」

と言わないと、國事を避けたのではなくて、實際に（單なる）私行で

あつた、かにまぎらわしい、からである。大夫「原仲」に對して使い

を出した、かにまぎらわしくないのは、（相手が）國であることを示

す表現「如陳」がある、からである。

附二十八年冬の疏に「如者 内稱使文」とあつて、つまり、「如」は、

公事によつて「君の使いとして」行つたという表現である。

注の最後については、成公二年の傳文に「君不使乎大夫」とあるのを

參照。

團何通乎季子之私行

㊂大夫の私行は書かないから。

團辟内難也

㊂内の難を避けたことを示そうとしたのである。

團君子辟内難而不辟外難

附『禮記』に「門内の治では、恩が義を^{おお}捨^すい、門外の治では、義が恩を

捨^すう」「喪服四制篇」とある。

團内難者何

公子慶父公子牙公子友皆莊公之母弟也 公子慶父公子牙通乎夫人

㊂「通」とは、淫通したのである。

團以脅公

附三十二年の傳文に「牙謂我曰 魯一生一及 君已知之矣」とある。

團季子起而治之 則不得與于國政 坐而視之 則親親

㊂「親」は、至親である。

團因不忍見也

㊂自分の心からして、親親「みうち」の亂を見るに忍びなかつたのである。

附注の「因縁」は、全體にかけて讀むべきかもしれない。

なお、何休は、傳文の「親親」を、みうちの意に解しているようであるが、親を親とするの意に解するべきではあるまい。

團故於是復請至于陳而葬原仲也

附（この記事を）書いたのは、莊公が（季子を）任用できず、難を避け

て（國を）出るようさせた、ことをにくんである。

附『春秋繁露』精華篇に「任賢臣者 國家之興也 夫知不足以知賢 無

可奈何矣 知之不能任 大者以死亡 小者以亂危 其若是何邪 以莊公不知季子賢邪 安知病將死 召而授以國政 以殤公爲不知孔父賢邪 安知孔父死 已必死 趨而救之 二主知皆足以知賢 而不決 不能任 故魯莊以危 宋殤以弑 使莊公早用季子而宋殤素任孔父 尚將興鄰國 豈直免弑哉」とあるのを参照。なお、『說苑』尊賢篇にも、同様の文がみえる。

經多杞伯姬來歸其言來何

注「來歸」（という表現）があるから。

附宣公十六年に「秋鄭伯姬來歸」とある。

圃直來曰來

注「直來」とは、事なくして來ること「單なる歸省」である。諸侯の夫人は（身分が）尊く重いから、一度嫁げば、父母の喪がない限り、かえることは出來ない。ただし、大夫の妻以下の者は、事がなくても、年に一度、歸省する。

附注の「非有大故 不得反」については、文公九年に「夫人姜氏如齊」とあり、注に「奔父母之喪也」とあるのを参照。

圃大歸曰來歸

注「大歸」とは、廢棄されて、歸つて來ること「離縁」である。婦人は、離縁する七つの場合、娶らない五つの場合、離縁しない三つの場合、がある。（つまり）三年の喪に服したことがある場合は、離縁し

ない。恩を忘れないためである。賤しい時に娶つて（後に）貴くなつた場合は、離縁しない。德に背かないためである。ひきとるところがあつても、歸るところ「宗家？」がない場合は、離縁しない。窮者「みよりのない者」を苦しめないためである。母が死んでいる家の年長の女の場合は、娶らない。教戒されていなかからである。代々、惡疾がある場合は、娶らない。天に棄てられているからである。代々、罪人を出している場合は、娶らない。人に棄てられているからである。亂れた家の女の場合は、娶らない。類「秩序？」が正されていないからである。逆徳の家の女の場合は、娶らない。人倫を廢しているからである。子がない場合は、離縁する。世継ぎが絶えるからである。淫泆な場合は、離縁する。類を亂すからである。舅姑につかえない場合は、離縁する。德に悖るからである。おしゃべりな場合は、離縁する。みうちを仲違いさせるからである。盜みぐせがある場合は、離縁する。義に反するからである。嫉妬深い場合は、離縁する。家を亂すからである。惡疾がある場合は、離縁する。宗廟を奉ずることが出來ないからである。

附『大戴禮』本命篇に「女有五不取 逆家子不取 亂家子不取 世有刑人不取 世有惡疾不取 婦婦長子不取 逆家子者 爲其逆德也 亂家子者 爲其亂人倫也 世有刑人者 爲其棄於人也 世有惡疾者 爲其棄於天也 婦婦長子者 爲其無所受命也 婦有七去 不順父母去 無子去 淫去 姻去 有惡疾去 多言去 瘟盜去 不順父母去 爲其逆德也 無子 爲其絕世也 淫 爲其亂族也 姻 爲其亂家也 有惡疾

爲其不可與共粢盛也 口多言 爲其離親也 盜竊 爲其反義也 婦有三不去 有所取 無所歸 不去 與更三年喪 不去 前貧賤 後富貴 不去」とあるのを参照。

經莒慶來逆叔姬

〔傳〕莒慶者何 莒大夫也 莒無大夫 此何以書譏 何譏爾

大夫越竟逆女 非禮也

(注)禮では、大夫は任が重いため、竟を越えて女を迎えるにゆくと、政事に關して、缺けてあいてしまう點が出てくるから、竟内に限って、親迎することが許される。私を屈して公に赴くため（の手立て）である。「叔姬」と言っているのは、婦人は字によつて通用するからである。叔姬が賤である。「大夫に嫁いだ」ことを言おうとするから、畧して、「歸」と同じ表現にしたのである。（このようにしてでも書いているのは）乖離を重んじてである。

(附)注の「畧與歸同文」について。君に嫁いだのであれば、「莒慶來逆女叔姬歸于莒」と言うはずである。つまり、畧したとは、「歸」を言つていなことを指し、「歸」と同じ表現にしたとは、「女」と言わずに、「叔姬」と言つていることを指す。

注の「重乖離也」については、徐疏に「嫁于大夫 賤不合錄 而書其

逆叔姬者 重其乖離矣」とある。

經杞伯來朝

(注)杞は夏の後裔であるのに、「公」を稱さないのは、《春秋》は、杞を黜

け、周を新として宋を故とし、《春秋》を新王に當てる、からである。黜けるにしても、「侯」を稱さないのは、（後で）「子」によって貶する都合上、（い）では、「伯」によって、黜けることを示したのである。（詳しくは）僖公二十三年で説明する。

〔附〕注の前半については、隱公五年の傳文に「王者之後稱公」とあるのを参照。また、『春秋繁露』三代改制質文篇に「故春秋應天作新王之事

(中畧) 紹夏親周故宋」とあり、「春秋曰 杞伯來朝 王者之後稱公 杞何以稱伯 春秋上紹夏 下存周 以春秋當新王」とあるのを参照。なお、注の「夏后」の「后」は、校勘記に従つて、「後」に改める。

注の後半については、僖公二十三年冬の注に「始見稱伯 卒獨稱子者

微弱爲徐莒所脅 不能死位 春秋伯子男一也 辭無所貶 貶稱子者

春秋黜杞不明 故以其一等貶之 明本非伯乃公也 又因以見聖人子孫有誅無絕 故貶不失爵也」とあるのを参照。つまり、もしここで

「侯」を稱し、後で「子」（または「伯」）を稱すると、一等級下つて、普通の貶と同じになり、杞が、《春秋》によつて黜けられる特別な存在である、ことが示せない、ということである。

經公會齊侯于城濮

〔莊公二十八年〕

經二十有八年春王三月甲寅齊人伐衛 衛人及齊人戰 衛人敗績

㊂（隱公二年には）「鄭人伐衛」と（だけ）あって、日をいっていないう方」の主となつてゐるから。

から。

團至之日也

㊂用兵の道は、まず竟に至つて侵責し、（それでも）服從しない場合にはじめて、伐つべきなのである。（それなのに、ここでは）到着したその日にもう伐つたから、日をいつて、暴虐であることを示したのである。

附十年の注に「將兵至竟 以過侵責之 服則引兵而去」とあり、「侵責之不服 推兵入竟 伐擊之益深」とあるのを参照。

團戰不言伐 此其言伐何 至之日也

㊂到着したその日にもう伐ち、明らかに暴虐であるから、「伐」を擧げたのである。

團春秋伐者爲客

㊂人を伐つた方を客とする。（この場合の）「伐」は、長く發音するのであり、齊人の語である。

團伐者爲主

㊂伐たれた方を主とする。（この場合の）「伐」は、短く發音するのであり、齊人の語である。

團故使衛主之也

㊂「戰」で、上におかれ、（その下に）「及」を言うのが、主である。

團曷爲使衛主之

㊂宋の襄公が齊を伐つた場合には、宋「伐つた方」が、齊「伐たれた

方」の主となつてゐるから。
附僖公十八年に「春王正月宋公（會）曹伯衛人邾婁人伐齊」とあり、「五月戊寅宋師及齊師戰于甗 齊師敗績」とある。

團衛未有罪爾

㊂幽の會に、父の喪が終わっていないという理由で、參加しなかつたためであろう。

附『春秋繁露』滅國下篇に「魯莊公二十七年 齊桓爲幽之會 衛人不來

其明年 桓公怒而大敗之」とあるのを参照。

團敗者稱師 衛何以不稱師

附桓公十三年の（二月）己巳に、燕人が戦い、敗績した場合には、「師」を稱している、から。

附桓公十三年に「春二月公會紀侯鄭伯 己巳及齊侯宋公衛侯燕人戰 齊師宋師衛師燕師敗績」とある。

團未得乎師也

㊂（あまりに急で）列をつくり師をととのえることが出來なかつたのである。詐戰には、「戰」と言わない。（それなのに、ここで）「戰」と言つてゐるのは、衛には罪がないため、衛を齊の主にさせようとするから、直文「衛が正しいという表現」を示したのである。地をいつていなければ、都は國を代表するからである。〔？〕。

附注の「詐戰」については、『義疏』に、「此衛未成列 故爲詐戰」とある。なお、桓公十年冬の注に「偏一面也 結日定地 各居一面 鳴鼓而戰 不相詐」とあるのを参照。

注の「因都主國」は、國都で戰つたことらしいが、意味がよくわからない。なお、穀梁傳文に「安戰也 戰衛」とあるのを参照。

夏四月丁未邾婁子瑣卒

注 日をいっているのは、霸者に附き從つて、天子に朝し、行いが進んだ、からである。

經秋荆伐鄭 公會齊人宋人邾婁人救鄭

注 (この記事を) 書いたのは、中國がよく助け合つたことをほめてである。

附 穀梁傳文に「善救鄭也」とあるのを参照。

經冬築微 大無麥禾

團 冬既見無麥禾矣 周爲先言築微而後言無麥禾

譁 以凶年造邑也

注 謂んで、邑を造り、その後で麥禾が無かったのだから、惡は輕微である「?」、かのように表現したのである。これは、秋水「秋の洪水」

がそこなつたものと思われるが、もし「築微」の下に、「水」もいつしょに擧げると、冬水であるかにまぎらわしく、秋の、麥禾が無かつた事件を、冬水がそこなつたものであるかのようになる、ことになる。もし、單に「無麥禾」と言う「大」を言わない」と、秋に(洪水のためではなく)自然と(麥禾が)みのらなかつた、かにまぎらわしく、秋水を示し、それによって、莊公の行いが(水と)同じであったこと

をにくむ、ことが出來ないから、「大」を加えて、秋水があつたことを明らかにしたのである。これは、夫人の淫泆が招いたものである。

附注の「惡愈」は、意味がはつきりしない。『義疏』には「惡少輕」とある。なお、六年三月の附を参照。

注の災異解釋については、『漢書』五行志上に「董仲舒以爲夫人哀姜淫亂 逆陰氣 故大水也 劉向以爲水旱當書 不書水旱而曰大亡麥禾者 土氣不養 稜穡不成者也 是時 夫人淫於二叔 內外亡別 又因凶飢 一年而三築臺 故應是而稜穡不成 飾臺榭內淫亂之罰云 遂不改寤 四年而死 殆流二世 奢淫之患也」とあるのを参照。

經臧孫辰告羅于齊

團 告羅者何 請羅也

注 穀を買うのを「羅」という。

團 何以不稱使

注 上に「大無麥禾」とあって、國事によつて行つたことがわかるため、

「如」と言うべきである、から。

附 徐疏に「如者 內稱使文」とある。

團 以爲臧孫辰之私行也
曷爲以臧孫辰之私行

注 國事であるから。

團 君子之爲國也 必有三年之委 一年不熟告羅 譏也

注 昔は、三年耕せば、必ず一年分の豫備が餘り、九年耕せば、必ず三年

分の蓄積ができたから、凶災に遇つても、民は饑乏しなかつた。（ところが）莊公は、二十八年間も位におりながら、一年分のたくわえさえ無く、危亡がさし迫つていたから、諱んで、國家としては缺乏しておらず、大夫が勝手に行って羅した、かのように表現したのである。

附注の「古者云々」については、『禮記』王制篇に「三年耕 必有一年之食 九年耕 必有三年之食」とあるのを参照。

經 夏鄭人侵許
經 秋有蜚

團 何以書 記異也

〔莊公二十九年〕
經 二十有九年春新延殿
團 新延殿者何 倣舊也

注 「舊」は、故「古いもの」である。古いものを（單に）偣縫するのを

「新」と言い、古いものより立派にするのを「作」と言い、始めて造るのを「築」と言う。

附 この穀梁傳文に「其言新 有故也」とあり、定公二年の穀梁傳文に「言新 有舊也 作 爲也 有加其度也」とあるのを参照。

團 傷舊不書 此何以書
注 新宮に（火）災があつた「成公三年」後、偣縫したことを書いていな
い、から。

團譏 何譏爾 囚年不脩

注 謂まないのは、古いものを偣縫するのは、邑を造るのに比べて、功費

が軽い、からである。「延殿」は、馬殿「うまや」である。

附 二十八年に「冬築微 大無麥禾」とあり、傳に「冬既見無麥禾矣 當

爲先言築微而後言無麥禾 謂以凶年造邑也」とある。なお、『春秋繁露』竹林篇に「故曰 凶年偣舊則譏 造邑則諱 是害民之小者 惡之小也 害民之大者 惡之大也」とあるのを参照。

經 夏鄭人侵許
經 秋有蜚
團 何以書 記異也
注 「蜚」は、臭惡な蟲であり、夫人に臭惡な行いがあることの象である。「有」と言つてゐるのは、（蜚は）南越の盛暑が生みだすものであつて、（普通）中國にいる「ぐる」ものではない、からである。
附 『漢書』五行志中之下に「劉向以爲蜚色青 近青眚也 非中國所有 南越盛暑 男女同川澤 淫風所生 爲蟲臭惡 是時嚴公取齊淫女爲夫人 旣入 淫於兩叔 故蜚至 天戒若曰 今誅絕之尚及 不將生臭惡聞於四方 嚴不寤 其後夫人與兩叔作亂 二嗣以殺 卒皆被辜 董仲舒指畧同」とあるのを参照。また、穀梁の范注に「穀梁說曰 蜚者 南方臭惡之氣所生也 象君臣淫泆有臭惡之行」とあるのを参照。

注 なお、「有」については、十八年秋の注に「言有者 以有爲異也」とあるのを参照。また、穀梁傳文に「一有一亡曰有」とあるのを参照。

經 多十有二月紀叔姬卒

注 國が滅んだのに、「卒」をいつてゐるのは、夫人の行いに従つて、「以

前のように待遇した」「桓公七年傳文」のである。

附四年に「紀侯大去其國」とあり、傳に「大去者何 滅也」とあるのを参照。

また、隱公七年に「春王三月叔姬歸于紀」とあり、注に「叔姬

者 伯姬之媵也（中畧）媵賤書者 後爲嫡 終有賢行 紀侯爲齊所滅

紀季以鄒入于齊 叔姬歸之 能處隱約 全竟婦道 故重錄之」とあるのを参照。

爲桓公諱也

經城諸及防

注「諸」は君の邑であり、「防」は臣の邑である。「及」と言つてゐるのは、君臣の義をわけたのである。君臣の義が正されれば、天下は定まる。

附昭公五年に「夏莒牟夷以牟婁及防茲來奔」とあり、傳に「其言及防茲

來奔何 不以私邑累公邑也」とあり、注に「公邑 君邑也 私邑 臣

邑也 累 次也 義不可使臣邑與君邑相次序 故言及以絕之」とあるのを参照。また、穀梁傳文に「以大及小也」とあるのを参照。

團外取邑不書 此何以書 盡也

注襄公が、罪過を理由に紀を服従させ「四年」、さらにまた（桓公が）その邑を取り盡したから、不仁が甚しいことをにくんだのである。月をいっているのは、（單に）邑を取った場合よりも重大だからである。

附注の「月者 重於取邑」については、隱公四年の注に「取邑例時」とあるのを参照。

經八月癸亥葬紀叔姬

團外夫人不書葬 此何以書 隱之也 何隱爾 其國亡矣 徒葬乎叔爾

經九月庚午朔日有食之 鼓用牲于社

注この後、魯がひきつづいて二君を弑し、狄が邢・衛を滅すことになる。

附『漢書』五行志下之下に「董仲舒劉向以爲後魯二君弑 夫人誅 兩弟

死 狄滅邢 徐取舒 晉殺世子 楚滅弦」とあるのを参照。

經夏師次于成

經秋七月齊人降鄣

團鄣者何 紀之遺邑也 降之者何 取之也

取之則曷爲不言取之

經齊人伐山戎

團此齊侯也 其稱人何

注この時、霸功が惡を除くのに充分であったから、（桓公の）ために諱なんだのである。「降」と言つてゐるのは、德によつて慕われることができ、むこうから服従してきたのなら、よい、からである。

㊂下「三十一年」では「齊侯來獻戎捷」と言つてゐるから。

傳貶 烦爲貶

㊂（僖公十年には）「齊侯（許男）伐北戎」とあって、貶していない、から。

傳子司馬子曰 蓋以操之爲已蹙矣

㊂「操」は、迫である。「巳」は、甚である。「蹙」は、痛「はげしい」である。迫殺の仕方が非常にはげしかった、ということである。

傳此蓋戰也 何以不言戰

㊂捷「戰利品」を得たから。

附三十一年に「六月齊侯來獻戎捷」とある。

傳春秋敵者言戰 桓公之與戎狄 驅之爾

㊂この時、桓公の力（の強さ）からすれば、（本来、戦うまでもなく）

驅逐するだけでよかつたのである。（ところが）戎もまた天地が生ん

だものであるのに、（まともに戦い、）迫殺の仕方が非常にはげしかつたから、「戰」をとり去つて貶し、その事「力の差」を示して不仁をにくんだのである。「山戎」は、戎の中の箇別名であり、行いが進んだから、詳録したのである。

〔莊公三十一年〕

經三十有一年春築臺于郎

傳何以書譏 何譏爾 臨民之所漱浣也

㊂垢がなくて（單に）すぐのを「漱」と言い、垢をあらいおとすのを

「浣」と言う。齊人の語である。譏つてゐるのは、下を瀆したためである。禮では、天子は外屏、諸侯は内屏、大夫は帷、士は簾である。

漏れて外に滲みでることを防ぐため（の手立て）である。禮では、天子には靈臺があつて天地をのぞみ見、諸侯には時臺があつて四時をのぞみ見る。高いところに登つて遠望するのは、人情として楽しいことであるが、そうすることによつて民に益がない場合は、楽しくてもしないのである。四方に面して高いものを「臺」という。

附注の一の「禮云云」は、徐疏によると、いづれも禮説の文である。

なお、後者については、『詩』大雅〈靈臺〉の疏に引く『異義』公羊説に「天子三 諸侯二 天子有靈臺以觀天文 有時臺以觀四時施化有囿臺觀鳥獸魚鱉 諸侯當有時臺囿臺 諸侯卑 不得觀天文 無靈臺」とあるのを参照。

注の「四方而高曰臺」は、『爾雅』釋宮の文である。

なお、傳文の「漱」は、校勘記に従つて、「漱」に改める。

經夏四月薛伯卒

㊂「卒」をいつてゐるのは、薛と滕とは、ともに隱公に朝し、桓公が隱公を弑して立つと、滕は桓公に朝したが、薛は朝せず、去就を心得ていた、からである。

附隱公十一年に「春滕侯薛侯來朝」とあり、桓公二年に「滕子來朝」とある。

經築臺于薛

團何以書 譏 何譏爾 遠也

④禮では、諸侯の觀「臺」は郊をでない。

附『詩』大雅〈靈臺〉の疏に引く『異義』公羊説に「皆在國之東南二十里 東南少陽用事 萬物著見 用二十五里者 吉行五十里 朝行暮反也」とあるのを参照。

經六月齊侯來獻戎捷

④戰で獲た物を「捷」と言う。

附穀梁傳文に「軍得曰捷」とあるのを参照。

團齊大國也 烦爲親來獻戎捷

④齊は魯に朝したことがないから。

團威我也

④威力によつて魯を恐れさせたのである。上の問難から、魯を威嚇したために書いたことがわかる。

團其威我奈何 旗獲而過我也

④「旗」は、軍幟の名である。各々色があり、金・鼓とともに擧げて、

士卒がのぞみ見て陣をととのえるようにさせる、ものである。「旗獲」

とは、旗を建てて獲物を懸け、魯を通過したのである。魯を威嚇した、と書かないのは、齊に忌憚される力がなく、輕侮された、ことを恥じてである。捷を獻じたことを言うのに、「戎」に繋げているのは、《春秋》は魯を王とし、それに因つて王義をあらわす、からである。(つ

まり)昔は、方伯が不道を征伐し、諸侯で抗戦する者がいれば、その

國を誅絶して、捷を王者に獻じた、からである。楚が捷を獻じた場合には、時をいつて「僖公二十一年」。ここで月をいつてるのは、

齊桓が、おこりたかぶつて、満ち足りた状態に居坐り、霸功を成しと

げる「orに從事する」のにふさわしくない、ことを譏つてである。

附注の「旗 軍幟名 各有色云云」については、『禮記』曲禮上篇に「前

有水 則載青旌 前有塵埃 則載鳴鳶 前有車騎 則載飛鴻 前有士

師 則載虎皮 前有蟄獸 則載貔貅 行前朱鳥 而後玄武 左青龍

而右白虎 招搖在上 急繕其怒 進退有度 左右有局 各司其局」と

あるのを参照。また、『管子』兵法篇に「三官 一曰鼓 鼓所以任也

所以起也 所以進也 二曰金 金所以坐也 所以退也 所以免也

三曰旗 旗所以立兵也 所以利兵也 所以偃兵也(中畧) 九章 一曰

舉日章則晝行 二曰 舉月章則夜行 三曰 舉龍章則行水 四曰

舉虎章則行林 五曰 舉鳥章則行陂 六曰 舉蛇章則行澤 七曰 舉

鵠章則行陸 八曰 舉狼章則行山 九曰 舉韓章則載食而駕 九章既

定 而動靜不過」とあるのを参照。

注の「齊桓惰慢」については、『春秋繁露』減國下篇に「及伐山戎張旗陳獲 以驕諸侯」とあるのを参照。

なお、注の「恃盈」の「恃」は、疏に從つて、「持」に改める。

經秋築臺于秦

團何以書 譏 何譏爾 臨國也

㊂「國」と言つてゐるのは、社稷・宗廟・朝廷は、いづれもみな國であり、いづれにも臨んではならないことを明らかにしたのである。社

稷・宗廟に臨めば、不敬となり、朝廷に臨めば、（機密が？）漏れてしまふ。

附于鬯『香草校書』は、何注を非とし、「國」は、疆域の意である、と

〔莊公三十二年〕

している。

經多不雨

團何以書 記異也

㊂京房の『易傳』に「旱が異（變）とされるのは、旱がつづいても、物に害を與えない場合である。つまり、福祿（の授與）が公室のもとを離れて、下から行われるから、陽が施さなくても、陰道が勝手にはたらいて、萬物を生成するのである」とある。これより先に、ひきつづいて三つの臺を築き、慶（父）・牙が政を専らにした、ことの應徵である。

附『漢書』五行志中之上に「嚴公三十一年冬不雨 是歲 一年而三築

臺 奢侈不恤民」とあり、また「（文公）十三年 自正月不雨 至于

秋七月（中畧）一日 不雨而五穀皆孰 異也 文公時 大夫始顓盟會

公孫敖會晉侯 又會諸侯盟于垂隴 故不雨而生者 險不出氣而私自

行 以象施不由上出 臣下作福而私自成」とあるのを参照。なお、こ

この災異解釋は、「異」を人事の應徵としていて、隱公三年の注「異者 非常可怪 先事而至者」と矛盾する。

ここに引かれる『易傳』の文は、今傳わる所謂「京氏易傳」三卷中には見えない。なお、この文は、諸書に引かれている同種のものと共に、王謨の「漢魏遺書鈔」中に輯佚されている。

經三十有二年春城小穀

經夏宋公齊侯遇于梁丘

經秋七月癸巳公子牙卒

團何以不稱弟

㊂（宣公十七年には）「公弟、叔肸卒」とあるから。

附注の「肸」は、經文に従つて、「肸」に改める。

團殺也

殺則曷爲不言刺之

㊂公子買に罪があつて、これを殺した場合には、「刺」と言い、「卒」とは言つていなかつから。

附僖公二十八年に「公子買戍衛 不卒戍 刺之」とある。

なお、校勘記に従つて、傳文の「刺」の下に、「之」の字を補う。

團爲季子諱殺也

曷爲爲季子諱殺

㊂叔孫得臣の卒に日をいわるのは、公子遂の弑殺計畫を暴露しなかつたことをにくんでのことである、から。

●宣公五年に「叔孫得臣卒」とあり、注に「不日者 知公子遂欲弑君

爲人臣知賊而不言 明當誅」とある。なお、『後漢書』孔融傳に「春

秋魯叔孫得臣卒 以不發揚襄仲之罪 贊不書日」とあるのを参照。

なお、徐疏に「然則季子若其發揚牙之罪惡誅之 正是臣人之道 今而

諱殺 故難之云」とある。

團季子之過惡也

●「過」は、止である。

團不以爲國獄

●裁いて刑に處することをしなかつたから、「卒」と言うのである。

●注の「致獄」は、校勘記に従つて、「獄致」に改める。

團緣季子之心而爲之諱

●季子の過ちが親親「みうちを大切にしたこと」にあり、非正であるかに疑わしいから、彼のために諱んだのである。嫌疑をはらすため（の手立て）である。

團慶父也存

●この時、莊公は、牙が慶父を立てようとしている、と考えたのである。

●徐疏に「莊公辭」とある。

團季子曰 夫何敢 是將爲亂乎 夫何敢

●陳からよびよせたのである。
●二十七年に「秋公子友如陳葬原仲」とあるのを参照。
團季子至 而授之以國政
●（季子が）もどつたことを書いていないのは、内「魯」の大夫については、出國と歸國との兩方は書かない、からである。

團曰 寡人卽不起此病 吾將焉致乎魯國

●「致」は、與「あたえる」である。

團季子曰 般也存 君何憂焉

公曰 常得若是乎

●「庸」は、傭と同じである。傭は、節目がない「確信がもてない？」

という表現である。

團牙謂我曰 魯一生一及 君已知之矣

●父が死んで子が繼ぐのを「生」と言い、兄が死んで弟が繼ぐのを「及」と言う。隱公は子として父を繼ぎ、桓公は弟として兄を繼ぎ、今の君は子として父を繼いだから、慶父も弟として兄を繼ぐべきであり、これが魯國の常法である、ということである。

●注の「是魯國之常也」については、『史記』魯周公世家に「一繼一及魯之常也」とあるのを参照。

仕事は慎重にしたいと思い、疑わしいことは問いたいと思い、おこるときには、後の難儀を思い、利得を目の前にしたときには、道義を思う」『論語』季氏篇」と。

附注の「且欲」は、連文として読む。

團俄而牙弑械成

④この時、牙は實際に自分で君〔般〕を弑そうとし、武器はすでにとめたが、事はまだ行われていなかつたのである。攻守の器具がそろつてゐるのを「械」という。

附注の「有攻守之器曰械」は、意味がよくわからない。あるいは、「械」そのものではなくて、「械成」を解説しているのかもしれない「?」。

ちなみに、すぐ下の注に「有械」とある。
なお、于鬯『香草校書』は、何注を非とし、「械」は、機と同じで、たくらみの意である、としている。

團季子和藥而飲之

⑤「藥」とは、酙毒である。(下の)傳に「酙之」とある。この時、季

子にも、武器がそろつていたから、飲ませることが出来たのである。傳が(このことを)いわないのは、おのづとわかるからである。

團曰 公子從吾言而飲此 則必可以無爲天下戮笑 必有後乎魯國

⑥當時、(一般に)大夫(の位)を世襲していたから、表立つて誅殺されなければ、子が今までどおり繼ぐことが出来る。

附左氏傳文に「立叔孫氏」とあるのを参照。

團不從吾言而不飲此 則必爲天下戮笑 必無後乎魯國 於是從其言而飲

之 飲之無僕氏 至乎王堤而死

公子牙今將爾

⑦今まさに殺、そ、うとしたのである。

團辭曷爲與親弑者同

⑧「辭」とは、傳が經についてのべた辭「いい方」である。「親」は、躬親「みづから」である。

附「辭」とは、普通、經の表現をいうが、ここは、例外的に、傳(自身)の表現をいつていて、

團君親無將 將而誅焉

⑨「親」とは、父母のことをいう。

團然則善之與 曰然 殺世子母弟 直稱君者 甚之也 季子殺母兄 何

善爾 誅不得辟兄 君臣之義也

⑩臣として君に事える義である。人君だけが、親親の恩を伸ばすことが出来るのである。

附注の「唯人君云々」については、徐疏に「欲道殺世子母弟所以直稱君

甚之之義 言得申親親之恩而不申之 故甚其惡耳」とある。

團然則曷爲不直誅而酙之 行誅乎兄 隱而逃之 使託若以疾死然 親親之道也

⑪親親(の道)によつて尋究し、季子(の處置)を是認すべきである、

ということを明らかにしたのである。治亂「亂を治める世、つまり所傳聞の世」に於いては、賞が定めがたい場合は、できるだけ重くし、

平世「升平の世、つまり所聞の世」に於いては、罰が定めがたい場合

は、できるだけ軽くするのである。莊公には、大夫の卒をいわないはずであるのに、（ここで）牙の卒をいっているのは、本来、國君に匹敵し、君を弑そうとした、からである。日を書いているのは、季子が惡を止めたことを詳録したのである。みうちを誅殺する場合には、毒薬を飲ませたとしても、恩を施したことになる。

附注の「於治亂云々」については、隱公元年の注に「於所傳聞之世 見治、起於衰亂之中 用心尙龜猶（中畧）於所聞之世 見治升平（中畧）至所見之世 著治大平（中畧）用心尤深而詳 故崇仁義譏二名」とあるのを参照。また、『尚書』大禹謨に「罪疑惟輕 功疑惟重」とあるのを参照。「なお、隱公九年の注にも「賞疑從重」の語がみえる」。なお、『義疏』に「所見之世 著治大平 至於譏二名 可謂從重之罰矣 故於平世從輕也」とある。

注の「莊不卒大夫」については、三年の注に「所伐大夫不卒者 莊公薄於臣子之恩 故不卒大夫 與桓同義」とあるのを参照。

注の「書日者云々」については、隱公元年の注に「於所傳聞之世 高祖曾祖之臣 恩淺 大夫卒 有罪無罪 皆不日畧之也」とあるのを参照。

照。

注の「行誅親親云々」については、上の注に「時世大夫 誅不宣揚

子當繼體如故」とあるのを参照。

經 八月癸亥公薨于路寢

圓 路寢者何 正寢也

㊂公の正居である。天子・諸侯には、いづれも三つの寢がある。第一は高寢であり、第二は路寢であり、第三は小寢である。父は高寢に居り、子「今君」は路寢に居り、孫は王父母（の寢）に従う。妻は夫の寢に従い、夫人は小寢に居る。寢でのことなのに、（わざわざ）場所をいつているのは、内「魯」を詳録したのである。（内の）夫人に場所をいわないのは、外の夫人には卒をいわない、のに對して、内（の夫人）には「薨」を書いていて、それだけで内を詳録したことになるから、（外に）出ていた場合に限って、場所をいうのである。

附注の「在寢地者云々」〔挾勘記に従つて「者」の字を補う〕については、『義疏』に「外諸侯之卒不地 魯公書地 爲加錄 外夫人不卒夫人書薨 卽加錄 故不必更錄地矣」とある。なお、「出乃地」については、僖公元年に「秋七月戊辰夫人姜氏薨于夷」とあり、傳に「夷者何 齊地也」とあるのを参照。

經 多十月乙未子般卒

圓 子卒云子卒 此其稱子般卒何

㊂子赤の場合には、「子赤卒」と言つていらない、から。

附文公十八年に「冬十月子卒」とあり、傳に「子卒者孰謂 謂子赤也」とある。

圓 君存稱世子

㊂父の位を世襲して君となるべきことを明らかにするのである。

附『白虎通』爵篇に「父在稱世子何 繫於君也」とあり、また、「所以

名之爲世子何 言欲其世世不絕也」とあるのを参照。

ある。

團君薨稱子某

④「民臣の心からすれば、一日として君がなくてはならない」〔文公九年傳文〕から、「子某」と稱して、父を繼いだことを明らかにするのである。名をいうのは、（先君の）尸柩がまだあるから、依然として「君の前では臣は名をいう」〔九年傳文〕（といふきまり）に従うのである。

附『白虎通』爵篇に「父沒稱子某者何 屈於尸柩也」とあるのを参照。

團既葬稱子

⑤名をいわるのは、（もはや）屈する相手がないからである。「終始の義からすれば、一年に一君があつてはならない」〔文公九年傳文〕から、「子」と稱するのである。

附『白虎通』爵篇に「既葬稱（小）子者 卽尊之漸也」とあるのを参照。

團踰年稱公

⑥「年を空けて「長い間」君がいなくてはいけない」〔文公九年傳文〕。

附『白虎通』爵篇に「踰年稱公者 緣民臣之心 不可一日無君也 緣終始之義 一年不可有一君 故踰年卽位 所以繫民臣之心也」とあるのを参照。

團子般卒 何以不書葬

⑦定姒も〔「薨」ではなく〕「卒」と稱しているのに、（定姒には）「葬」を書いている、から。

附定公十五年に「秋七月壬申姒氏卒」とあり、「（九月）辛巳葬定姒」と

團未踰年之君也

有子則廟

⑧廟を立てるのである。

團廟則書葬

⑨子の恩を記録するのである。

團無子不廟 不廟則不書葬

⑩未踰年の君に對して、禮では、臣下は喪に服さない。だから、子がなければ、廟を立てず、廟を立てなければ、「葬」を書かないのである。「一年に一君があつてはならない」〔文公九年傳文〕ことを示すのである。「卒」と稱し、場所をいつていよいのは、成君よりも（格を）降したのである。日をいつているのは、臣子のために恩録したのである。殺されたのに、日をとり去って痛むことを示す、ということをしていないのは、子赤よりも（恩を）降したのである。

附注の「稱卒不地者 降成君也」については、すぐ上に「八月癸亥公薨于路寢」とあるのを参照。つまり、成君の場合は、「薨」と稱し、場所をいうのである。

注の「殺不去日見隱者 降子赤也」については、文公十八年に「冬十月子卒」とあり、傳に「子卒者孰謂 謂子赤也 何以不日 隱之也 何隱爾 紑也 紑則何以不日 不忍言也」とあり、注に「所聞世 臣子恩痛王父深厚 故不忍言其日 與子般異」とある。

經公子慶父如齊

㊂「如齊」とは、奔つたのである。この時、季子が牙に毒薬を飲ませたばかりで、慶父は、鄧扈樂に罪を轉嫁したもの、それでも季子に對して自信がもてなかつたから、出たのである。「奔」と言はないのは、季子が實情を探らず、その罪をあばかなかつた、ことを示したのである。

附注の「如齊者 奔也」については、穀梁傳文に「此奔也」とあるのを参照。

經狄伐邢**〔閏公元年〕**

經元年春王正月

團公何以不言卽位 繼弑君不言卽位

㊂また傳を發しているのは、(ここは)未踰年の君を繼いだため、(成君の場合と)義が異なる、かにまぎらわしいからであり、同様に痛むべきことを明らかにしたのである。

附註公元年の傳文に「公何以不言卽位 春秋君弑子不言卽位 君弑則子何以不言卽位 隱之也 孰隱 隱子也」とある。なお、穀梁傳文に「繼弑君不言卽位 正也 親之非父也 尊之非君也 繼之如君父也者受國焉爾」とあるのを参照。

團執繼

㊂子般が弑されたことは、明示されていない、から。

附註公三十二年には「冬十月乙未子般卒」とだけある。

團繼子般也 孫弑子般 慶父也 殺公子牙 今將爾 季子不免 慶父弑

君 何以不誅 將而不免 遷惡也

㊂季子（の處置）を裁斷するには、「議親の辟」「みうちの罪を議する際の特例法。『周禮』小司寇にみえる」に従うべきであつて、(これは、ちようど)律に「みうちは、互いに、首謀（者と）して匿^{かく}し合うことが許される」とあるのと同じであり、叔孫得臣の場合とは區別しなければいけない。

附注の「當與叔孫得臣有差」については、宣公五年に「叔孫得臣卒」とあり、注に「不日者 知公子遂欲弑君 爲人臣知賊而不言 明當誅」とある。

團惡乎歸獄 歸獄僕人鄧扈樂**曷爲歸獄僕人鄧扈樂**

㊂（莊公八年に）「師還」とあるから。

附註公八年的傳に「還者何 善辭也 此滅同姓 何善爾 病之也 曰師病矣 曷爲病之 非師之罪也」とあり、注に「明君之使重在君 因解非師自汲汲」とある。つまり、指圖した上の者を責めるべきである、

ということである。

團莊公存之時 樂曾淫于宮中 子般執而鞭之 莊公死 慶父謂樂曰 般

之辱爾 國人莫不知 盡弑之矣 使弑子般 然後誅鄧扈樂而歸獄焉

㊂ 鄭扈樂を殺したことを書いていないのは、微賤の者だからである。

團季子至而不變也

鶴莊公二十七年に「秋公子友如陳葬原仲」とあり、僖公十六年に「三月壬申公子季友卒」とある。

㊂ 「至」とは、君が弑されたと聞き、家から朝にかけつけたのである。

季子は、樂の力では一人で弑することは出來ない、ということを知りながら、その眞偽を變正しなかったのである。

附傳の「變」について、惠棟は、「辯」に通じるとしている「挾勘記を參照」。ただし、注の「變正」の「變」については、はつきりしない。

經齊人救邢

經夏六月辛酉葬我君莊公

經春秋八月公及齊侯盟于洛姑

㊂ この時、慶父は、内ではもともと大きな権力をもっており、外では強力な齊へ出奔し、國家を亂すおそれがあつたから、季子は、齊に行つて慶父を訪ね「？」、閔公を奉じて齊の桓公に託し、この盟をなしたのである。下で「歸」を書いているのは、君がもどった場合と同じにするのである。そもそもこの記事を書いたのは、君を託したことを示すためである。

附注の「不稱季友者云云」については、二年に「冬齊高子來盟」とあり、傳に「高子者何 齊大夫也（中畧）然則何以不名 喜之也 何喜爾正我也 其正我奈何 莊公死 子般弑 閔公弑 比三君死 曠年無君設以齊取魯 曾不與師 徒以言而已矣 桓公使高子將南陽之甲 立僖公而城魯（中畧）魯人至今以爲美談 曰猶望高子也」とある。

團其言來歸何

㊂ よびよせられて歸った場合は書かず、（また）隱如には「至」と言つてゐる、から。

經季子來歸

團其稱季子何

㊂ 陳に行つたときには、名（だけ）をいつて「季」を稱さず、卒したときは、「子」と稱していない、から。

鶴註の「召歸不書」については、莊公二十七年に「秋公子友如陳葬原仲」とあり、同三十二年の傳文に「莊公病將死 以病召季子 季子至

而授之以國政」とあり、注に「至不書者 内大夫出與歸不兩書」とある。

る。

注の「隱如言至」については、昭公十四年に「春隱如至自晉」とある。

團喜之也

④季子が歸つてくれば、國は安泰であるから、これを喜び、「至」（とうう表現）を變え、ていねいに記録して、このようには「來歸」と言つたのである。（「」の「喜之」は、上の）「賢」と相補の關係にあるものと思われる。「歸」と言つてるのは、主として、喜びのために出したのであり、「來」と言つてるのは、齊から、つまり外から來た、ことを示したのである。盟に日をいわず、公がもどつたことをいつていない、ことについては、（莊公十三年の傳文に）「桓公の盟には日をいわず、その會からは、もどつたことをいわない。信とするからである」とある。

附注の「蓋與賢相起」については、徐疏に「謂稱字 所以賢之 亦見其

喜矣 變至言歸 所以喜之 亦起其賢 故云與賢相起耳」とある。

經多齊仲孫來

團齊仲孫者何 公子慶父也 公子慶父則曷爲謂之齊仲孫 繫之齊也

曷爲繫之齊

④樂盈が楚に出奔し（後に）もどつた場合には、「楚」に繋げていない、

から。

附襄公二十一年に「秋晉樂盈出奔楚」とあり、同二十三年に「晉樂盈復

入于晉入于曲沃」とある。

團外之也

④ともに、出奔し（後に）もどつた、から。

附注の「遠」は、校勘記に従つて、「還」に改める。

團春秋爲尊者諱

④閔公のために、賊人を受け入れたことを諱んだのである。
附孔廣森『通義』には「爲尊者諱 謂所屈也 内不言敗 盟大夫不稱公

之類 是也」とあって、この傳文を、ここの場合には當てていない。

團爲親者諱

④季子は（閔公の？）みうちでありますながら、賊人を受け入れたから、（季子のために）諱んだのである。

附『通義』には「爲親者諱 謂所痛也 畏而曰薨 奔而曰孫之類 是

也」とあって、この傳文を、ここの場合には當てていない。

團爲賢者諱

④季子には、牙（の惡）を止め、慶父を殺さずにすませた、という賢行があつたから、（季子の）ために諱んだのである。

附『通義』には「爲賢者諱 謂所過也（中畧）三者道通例耳 此則主爲

賢者諱也」とあって、この傳文だけを、ここの場合に當てている。

團女子曰 以春秋爲春秋

④史記の氏族（譜）によつて、《春秋》をつくつたのである。（つまり）昔は、史記のことを「春秋」とよんだ、ということである。

附『漢書』藝文志の春秋家の項に、「世本十五篇」が著録され、「古史官記黃帝以來訖春秋時諸侯大夫」とあるのを参照。また、莊公七年の傳文に「不脩春秋曰」とあり、注に「不脩春秋謂史記也 古者謂史記爲春秋」とあるのを参照。

團齊無仲孫 其諸吾仲孫與

注齊に高（氏）・國（氏）・崔（氏）があり、魯に仲孫氏がいる、ことからも、魯の仲孫であることがわかる。「仲孫」と言つてゐるのは、後に氏としたものによつて、その事を明示したのである。そもそもこの記事を書いたのは、賊は來てはならないからであり、これに因つて、上「莊公三十二年」の「如齊」は、實は、君を弑して出奔したのである、ということを示したのである。

附注の「齊有高國崔」については、例えば、莊公二十二年に「秋七月丙申及齊高侯盟于防」とあり、宣公十年に「齊侯使國、佐來聘」とあり、

同年に「齊崔氏出奔衛」とある。また、注の「魯有仲孫氏」については、例えば、宣公九年に「夏仲孫蔑如京師」とあり、襄公二十四年に「仲孫翬帥師侵齊」とある。

注の「言仲孫者云云」については、成公十五年の傳文に「孫以王父字爲氏也」とあるのを参照。

なお、注の「殺君」の「殺」は、四部叢刊本等に従つて、「弑」に改める。

〔闕公二年〕

經二年春王正月齊人遷陽

附桓公のために諱んでいないのは、功が、まだ、ひきつづいて人を滅した惡を覆うのに不充分だった、からである。

附僖公十七年に「夏滅項」とあり、傳に「孰滅之 齊滅之 烦爲不言齊滅之 爲桓公諱也（中畧）桓公嘗有繼絕存亡之功 故君子爲之諱也」

とあるのを参照。なお、「比滅人」については、莊公十年に「冬十月齊師滅譚」とあり、同十三年に「夏六月齊人滅遂」とある。

經夏五月乙酉吉禘于莊公

團其言吉何

注（僖公八年には）「禘于大廟」と（だけ）あって、「吉」とは言つていない、から。

團言吉者 未可以吉也

注どこでも、まだ吉祭してはいけないのである。經が重大なもの「莊公」を擧げ、「禘于大廟」を書いていたため、莊公（の廟）にだけ禘してはならず、大廟には禘してもよい、かにまぎらわしいから、「吉」を加えて、大廟も含めてみないけない、ということを明らかにしたのである。

注の「都」については、徐疏に「在三年之内 莊公及始祖之廟 皆未可以吉祭 故言都爾」とある。

注の「舉重」については、徐疏に「然莊公卑于始祖 而言舉重者 言三年之内非吉祭之時 莊公最不宜吉 故言舉重 不謂莊公尊于始祖

也」とある。

なお、下の注によれば、「禘于大廟」を書いていないのは、この時、大廟では禘さなかつた、からである。

團曷爲未可以吉

㊂三年目だから。

附 莊公三十一年に「八月癸亥公薨于路寢」とある。

團未三年也

㊂禮では、禘・祫は先君（の死）から數え、朝・聘は今君（の即位）から數える。三年の喪が終わった後は、禘すべきときがめぐつてくれば

禘し、祫すべきときがめぐつてくれば祫する。

附注の「遭禘則禘 遭祫則祫」については、文公二年の注に「三年祫五年禘」とあるのを参照。

團三年矣 曷爲謂之未三年

三年之喪 實以二十五月

㊂この時、莊公が薨じてからここまで、二十二箇月でしかなかつた。必ず二十五箇月であるのは、期祭「小祥」をし、再期祭「大祥」をして、

恩が倍となり、三年目に入る、という點に取つたのである。孔子が言つてゐる「子は、生まれて三年後に、ようやく父母の懷を離れる。三

年の喪は、天下に共通して行われるものである」〔論語〕陽貨篇」と。『禮』の士虞記に「一年たつと小祥を行い、『この祥事を薦めます』と言ふ。さらに一年たつと大祥を行い、『この祥事を薦めます』と言ふ。一箇月、間をおいて、禫（祭）を行う。この月には、（吉祭の月

に當たれば）吉祭はするが、まだ（妃を）配食しない」とある。この

月とは、二十七箇月目である。傳で「二十五月」と言つてゐるのは、二十五箇月をこえていれば、譏らなくてよい、ということである。

附注の「所以必二十五月者云云」については、『禮記』三年問篇に「然則何以三年也 曰 加隆焉爾也 焉使倍之 故再期也」とあるのを參照。

また、『白虎通』喪服篇に「三年之喪 何二十五月（中畧）父至尊 母至親 故爲加隆 以盡孝子之恩 恩愛至深 加之則倍 故再期二十五月也 禮有取於三 故謂之三年 緣其漸三年之氣也」とあるの

を参照。

注の「中月而禫」については、鄭注に「中猶間也 祓 祭名也 與大祥間一月 自喪至此 凡二十七月」とある。

なお、注の一〇の「常事」のうち、後者については、校勘記に従つて、「常」を「祥」に改める。

團其言于莊公何

㊂大廟に禘した場合には、「周公」と言わず、僖公を祫した場合には、「僖公」と言つていい、から。

附 �僖公八年に「秋七月禘于大廟 用致夫人」とあり、文公十三年の傳文に「周公稱大廟」とある。また、定公八年に「從祀先公」とあり、注に「不言僖公者 閔公亦得其順」とある。

なお、注の「不言僖宮」の「宮」は、段玉裁に従つて、「公」に改める〔校勘記を参照〕。

團未可以稱宮廟也

㊭この時、閔公は、莊公が、死んでからまだ三年たつていなかったため、まだ大廟にはいれないのに、これを新宮に禘した。だから、宮廟を稱さないのであり、（大廟も新宮も）いうれもみないけない、ということを明らかにしたのである。

團曷爲未可以稱宮廟

㊮「禘」と言つてゐるから。

團在三年之中矣

㊯思慕し悲哀すべきであつて、まだ鬼神として事えてはならないのである。

團吉禘于莊公何以書 謏 何謔爾

謔始不三年也

㊯「託始」〔隱公二年傳文〕と同義である。

經秋八月辛丑公薨

傳公薨何以不地 隱之也 何隱爾 禿也 執弑之 慶父也 殺公子牙

今將爾 季子不免 慶父弑二君 何以不誅 將而不免 遇惡也

既而不可及 緩追逸賊 親親之道也

㊯「不探其情」〔元年傳文〕と同義である。「葬」を書いていないのは、賊がまだ討たれていたからである。

附隱公十一年の傳文に「春秋君弑賊不討 不書葬」とある。なお、慶父の死については、僖公元年の傳文を参照。

團九月夫人姜氏孫于邾婁

㊯二叔と淫通し、二嗣子を殺したから、出奔したのである。文姜のように出奔において貶する、ということをしていないのは、内「魯」の臣子のために、義として子は母を絶つことは出来ない、ということを明らかにしたのである。一般に、公・夫人の奔には、例として日をいう。

附注の「不如文姜于出奔貶之者云々」については、莊公元年に「三月夫人孫于齊」とあり、傳に「夫人何以不稱姜氏 貶 曰爲貶 與弑公也」とある。

經公子慶父出奔莒

㊯慶父は二君を弑したから、二度と（經文に）現われないはずである。

（それなのに、ここで）また現われているのは、季子がゆっくり追いかけて賊を逃したことを見すためである。日をいっていないのは、内「魯」の大夫の奔には、例として、無罪なら日をいい、有罪なら月をいう、からである。外の大夫の奔には、例として、いつれもみな時をいう。

經冬齊高子來盟

團高子者何 齊大夫也

㊯「高僕」がいるから。

附莊公二十二年に「秋七月丙申及齊高僕盟于防」とある。

魯何以不稱使

注（桓公十四年には）「鄭伯使其弟語來盟」とあるから。

魯我無君也

注この時、閔公は弑され、僖公はまだ立っていなかつたから、その義を正して、君と臣とは往き來してはならない、ということを明らかにしたものである。《春秋》は、尊卑をわけ、嫌疑をはつきりさせる、ことに謹嚴であるから、使文をとり去ることによつて、事を示し、例を張つたのである。つまり、「君は、大夫に對して、使いを出さない」〔成公二年傳文〕ということである。

附注の「使文」については、隱公二年の九月の飼を参照。

魯然則何以不名

注國佐が盟つた場合には、名をいつている、から。

飼成公二年に「秋七月齊侯使國佐如師 己酉及國佐盟于袁婁」とある。

魯喜之也 何喜爾 正我也 其正我奈何

莊公死 子般弒 閔公弑 比三君死 曠年無君

注長いあいだ君がいないのと、かわりなかつた。

魯設以齊取魯 曾不興師 徒以言而已矣

注時勢からすれば、そだつたのである。

魯桓公使高子將南陽之甲

注「南陽」は、齊の下邑である。「甲」・革は、いづれも、鎧冑である。

魯立僖公而城魯 或曰 自鹿門至于爭門者是也 或曰 自爭門至于吏門
者是也

魯人至今以爲美談 曰 猶望高子也

注久しくあつていらない者同志が互にあいたいと思うとき、これを引いて喻えにし、美談として今に至るまで語りつがれている、ということである。僖公を立て、魯に城いた、ことを書かないのは、（魯が）微弱であったことを諱んでである。喜んで、特別に「高子」と稱しているのは、齊の桓公が絶えんとしていた魯を繼續させたことをほめたたえるから、その使を尊び、その功を示し、子が父をつぐという道に適つていることを明らかにしたのである。

附注の「微弱」については、『新語』至徳篇に「於是齊桓公遣大夫高子

立僖公而誅夫人 逐慶父而還季子 然後社稷復存 子孫反業 豈不

謂微弱者哉」とあるのを参照。

經十有二月狄入衛

經 鄭棄其師

魯鄭棄其師者何

注國「鄭」を連ねてゐるのは、國を稱してゐることについても、あわせてたずねたのである。

魯惡其將也

注「棄（其）師」と言つてゐるから。

魯鄭伯惡高克 使之將 逐而不納 棄師之道也

注鄭伯は以前から高克をにくみ、彼をとり除こうと思っていたが、機會がなかつた。（そこで、狄が衛に侵入したのを機に）師をひきいて衛

を救援させ、そのまま放逐したのである。（つまり）師をひきい（させ）ることにかこつけて、とり除いたため、本来は高克を放逐するのが目的だったとしても、實際には、師を棄てたことになるから、高克を放逐したとは書かず、師を棄てたことを、重大であるとして擧げたのであり、趙盾に弑君の汚名をきせているのと同じである。國（を稱していること）を解説しないのは、衆を重んじるから國體に従つて記録した、ということがおのずとわかるからである。閔公の篇を莊公の下に繋げているのは、子は（父が死んで）三年たないうちは父のやり方を改めない、からである。（文公九年の）傳に「どうして、その國內では三年間『子』を稱するのか。孝子の心からすれば、三年間は（父の位に）當たるに忍びない、からである」とある。

附注の「鄭伯素惡高克云々」について、『詩』鄭風〈清人〉の序に「清人刺文公也 高克好利而不顧其君 文公惡而欲遠之 不能 使高克將兵而禦狄于竟 陳其師旅 翱翔河上 久而不召 衆散而歸 高克奔陳 公子素惡高克進之不以禮 文公退之不以道 危國亡師之本 故作是詩也」とあるのを参照。

注の「趙盾加弑」〔四部叢刊本等に従つて、「殺」を「弑」に改める〕については、宣公二年に「秋九月乙丑晉趙盾弑其君夷聰」とあり、同六年の傳文に「趙盾弑君 此其復見何 親弑君者趙穿也 親弑君者趙穿 則曷爲加之趙盾 不討賊也」とある。

注の「繫閔公篇于莊公下」については、『漢書』藝文志に「春秋古經十二篇 經十一卷」と著錄され、また、「公羊傳十一卷」と著錄され

ることにかこつけて、とり除いたため、本来は高克を放逐するの

ている。また、『隋書』經籍志に「春秋公羊解詁十一卷」と著錄されている。

注の「子未三年 無改於父之道」については、『論語』學而篇及び里仁篇に「三年無改於父之道 可謂孝矣」とあるのを参照。

【僖公元年】

○元年春王正月

○公何以不言卽位

○文公には「卽位」を言つてゐるから。

○文元年に「春王正月公卽位」とある。

○繼弑君子不言卽位

○此非子也 其稱子何

○僖公は閔公の庶兄である。閔公が子般を繼いだ場合には、傳で「子」と言つていなかから。

○閔公元年の傳文に「繼弑君不言卽位」とある。

○臣子一例也

○僖公は成君を繼ぎ、閔公は末踰年の君を繼いだのである。禮では、諸侯は、諸父・兄弟を臣とする。臣が君を繼ぐのは、子が父を繼ぐのと同じであり、いづれもみな、斬衰「三年の喪」に服するから、傳は「臣子一例」と稱しているのである。

○『儀禮』喪服の「大功」章の傳に「封君之孫 盡臣諸父昆弟」とあるのを参照。また、『白虎通』喪服篇に「臣之於君 猶子之於父」とあ

るのを参照。

める、ため（の手立て）である。

團曷爲先言次而後言救

經齊師宋師曹師次于虩北救邢

團救不言次 此其言次何

注（十八年には）「夏師救齊」と（だけ）あって、「次」とは言つていな

い、から。

團不及事也 不及事者何 邢已亡矣

注危急を救うのに、ぐずぐずして、滅亡に至らしめた、ことを譏るから、

止次したことを記録して、それを示したのである。

團執亡之 蓋狄滅之

注上「莊公三十二年」に「狄伐邢」とあるから。

團曷爲不言狄滅之

注（十年には）「狄滅溫」とあって、「滅」と言つてゐる、から。

團曷爲桓公諱也

曷爲爲桓公諱

注徐人が舒を取り、晉が夏陽を滅し、楚が黃を滅した場合には、いづれ

もみな、諱んでいない、から。

注三年に「徐人取舒」とあり、二年に「虞師晉師滅夏陽」とあり、十二

年に「夏楚人滅黃」とある。

團上無天子 下無方伯 天下諸侯有相滅亡者 桓公不能救 則桓公恥之

注だから、（桓公の）ために諱んだのである。桓公が、世を治めること

を自分の任務とした、ことを醇であるとして「ほめて？」、手厚く責

團而文不與

注叔孫豹の場合は、臣であるため、先に君命を通さなければならないから、先に「救」と言つてゐるのである。今ここでは、先に「次」と言つてゐるから、實は諸侯であることがわかる。

附襄公二十三年の傳文に「曷爲先言救而後言次 先通君命也」とある。

團君也

注叔孫豹の場合は、臣であるため、先に君命を通さなければならないから、先に「救」と言つてゐるのである。今ここでは、先に「次」と言つてゐるから、實は諸侯であることがわかる。

附君則其稱師何 不與諸侯專封也

注だから、君文「君を示す表現」をやめて、「師」だけを擧げたのである。

團曷爲不與

注狄が滅したことを、桓公のために諱んでいる、から。

團實與

注封を受けて歸ったことを書いていない點が、そうである。

附昭公十三年に「蔡侯廬歸于蔡 陳侯吳歸于陳」とあり、傳に「此皆滅

國也 其言歸何 不與諸侯專封也」とあり、注に「故使若有國自歸者也」とあるのを参照。なお、徐疏に「然則彼經書所封歸 是不與楚專

封 則知此經不書所封歸者 與齊桓專封明矣 若書所封歸 宜言邢侯歸于邢矣」とある。

文曷爲不與

現實には許すから。

團諸侯之義不得專封也

④これは、太平の制度を言つたのである。

團諸侯之義不得專封 則其曰實與之何

上無天子 下無方伯 天下諸侯有相滅亡者 力能救之 則救之可也

⑤そもそもこの記事を書いたのは、文が實に従うことを示すためである。

經夏六月邢遷于陳儀

團遷者何 其意也

⑥自らの意志で遷りたいと望んだのである。この時、邢は、狄の兵に懲りてこれを畏れ、都をかえて、險阻（の地）に依ろうとしたのである。

團遷之者何 非其意也

⑦「宋人遷宿」、「莊公十年」のことをいっているのである。（この記事を）書いたのは、譏つてである。王者は、諸侯を封する際、必ず封土

の中心に居住させる。教化を公平にし、貢賦を均等にするため（の手立て）である。（要は）徳にあって、險はないのであり、その證據

に、（險に依った邢は）後に衛に滅されてしまった「二十五年」。「遷」には、例として、大國の場合は月をいう。煩勞を重んじるからである。

小國の場合は時をいう。ここは小國であるのに、月をいっているのは、

霸者に城いてもらったから、大國と同じにしたのである。

附注の「王者封諸侯云々」については、『白虎通』京師篇に「王者必卽

土中者何 所以均教道平往來 使善易以聞 爲惡易以聞 明當懼慎損於善惡」とあり、「新書」屬遠篇に「古者天子地方千里 中之而爲都

輸將絲使 其遠者不在五百里而至 公侯地百里 中之而爲都 輸將絲使 其遠者不在五十里而至 輸將者不苦其勞 絲使者不傷其費 故

遠方人安其居 士民皆有驩樂其土 此天下之所以能長久也」とあるのを参照。また、『史記』吳起傳に「武侯浮西河而下 中流 顧而謂吳起曰 美哉乎山河之固 此魏國之寶也 起對曰 在德不在險云云」とあ

り、「漢書」婁敬傳に「成王卽位 周公之屬傳相焉 乃營成周都雒 以爲此天下中 諸侯四方納貢職 道里鈎矣 有德則易以王 無德則易以亡 凡居此者 欲令務以德致人 不欲阻險 令後世驕奢以虐民也」とあるのを参照。

經齊師宋師曹師城邢

團此一事也 曰曷爲復言齊師宋師曹師

⑧首戴の場合には、前では一つ一つあげ、後ではまとめていっている、から。

翰五年に「公及齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯會王世子于首戴」とあり、ついで「秋八月諸侯盟于首戴」とあり、傳に「諸侯何以不序 一事而再見者 前目而後凡也」とある。

團不復言師 則無以知其爲一事也

⑨「諸師」と言うと、首戴と同じであるかにまぎらわしい。（つまり）

實際に師であったかにまぎらわしい。「諸侯」と言うと、縁陵と同じ

であるにまぎらわしい。(つまり、桓公は)一度歸った後で邢が遷つたことを聞き、更めて諸侯といっしょにやつて來て城いたのであり、必ずしも、もとの人「同じメンバー」がもどってきたわけではない、かにまぎらわしい。だから、上の文に順つたのであり、そうすれば、桓公はそのまま滯在して城いたのであり、(つまり)一連の事件である、ということがわかる。

附注の「嫌實師」については、上の傳文に「君也　君則其稱師何　不與

諸侯專封也」とある。

注の「嫌與緣陵同」については、十三年に「公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯于鹹」とあり、十四年に「春諸侯城緣陵」とある。

なお、注の「故入」の「入」は、校勘記に従つて、「人」に改める。

經秋七月戊辰夫人姜氏薨于夷　齊人以歸

匱夷者何　齊地也　齊地則其言齊人以歸何

㊂國內から歸つた場合には書かないはずであるから。(十九年に)「(己酉) 鄭婁人執鄆子(用之)」と(だけ)あつて、「以歸」とは書いていないのが、その例である。

附注に引用されている經文の上に、「夏六月宋人曹人邾婁人盟于曹南 鄭子會盟于邾婁」とあるのを参照。

なお、「義疏」に「案經文似若齊人以歸爲歸之齊　故執以問」とある。

匱夫人薨于夷　則齊人以歸

㊃夫人が夷で薨じたのは、齊人が(邾婁から)夷につれ歸つたからであ

る。

附注閔公二年に「九月夫人姜氏孫于邾婁」とあるのを参照。

匱夫人薨于夷　則齊人曷爲以歸

㊄上で、夫人が夷で薨じたのは、齊人が夷につれ歸つたからである、と解説している、から。齊人はどうして、わざわざ夷につれ歸つたのか。

附注「曷爲故」で、一つの疑問詞なのかもしれない「?」。

匱桓公召而縊殺之

㊅先に「薨」と言つて後に「以歸」と言い、「喪」と言つていはないのは、桓公が夫人を邾婁からよびもどして夷で殺した、ことを示したのであり、同時に、内「魯」のために恥を諱んで、夫人が獨り夷で薨じ、その後で齊人がつれ歸つた、かのようにしたのである。そもそもこの記事を書いたのは、内は絶たないという點から記録したのであり、同時に、桓公は、霸王の誅を行うのに、肉親を特別扱いせず、夫人が二叔と淫通し、二嗣子を殺した、ことをにくんで、誅殺した、ということをあらわしたのである。

附注の前半については、「先言薨後言以歸」と「爲内諱恥　使若夫人自薨于夷　然後齊人以歸者」とが對應し、「不言喪」と「起桓公召夫人于邾婁歸　殺之于夷」とが對應している、と思われる。穀梁傳文に「不言以喪歸　非以喪歸也　加喪焉　諱以夫人歸也」とあるのを参照。なお、「喪」と言つていては、成公九年の「春王正月杞伯來逆叔姬之喪、以歸」がある。

あり、注に「不如文姜于出奔貶之者 爲內臣子明其義不得以子絕母」とあるのを参照。

「夏四月辛巳晉人及姜戎敗秦于殽」とあり、傳に「或曰 襄公親之襄公親之 則其稱人何 贊 烏爲贊 君在乎殽而用師 危不得葬也」とあるのを参照。

經楚人伐鄭

注 楚が「人」を稱しているのは、僖公のために、夷狄と交婚したことを諱むから、進めて、中國であるかのようにしたのであり、また、（女を）嫁がせ（妻を）娶る場合には、賢者を慕うべきである、ということを明らかにしたのである。

附注の「與夷狄交婚」については、八年秋の注に「僖公本聘楚女爲嫡齊女爲媵 齊先致其女 脭僖公使用爲嫡」とあるのを参照。

注の「嫁娶當慕賢者」については、『大戴禮』保傳篇に「謹爲子孫娶妻嫁女 必擇孝悌世世有行義者」とあるのを参照。

經八月公會齊侯宋公鄭伯曹伯邾婁人于杼

注 月をいっているのは、公が、霸者と會しながら、邾婁と仲違いしたことなどを危んだのである。夫人の喪中に出で會したという理由でにくむ、ということをしないのは、危險の重大さには及ばないからである。

經九月公敗邾婁師于纓

注 夫人の喪中であるのに、（公が）自ら兵を用いたことをにくまないのは、この時は、邾婁人が夫人を齊にひきわたしたことを怨んでのことであるため、喪事をおろそかにしたことにはならない、からである。

附徐疏に「然則公敗邾婁者 爲哀姜復讐也」とある。なお、三十三年に

「經冬十月壬午公子友帥師敗莒師于犁 獲莒莘 墓莘者何 莒大夫也 莒無大夫 此何以書 大季子之獲也 何大乎季子之獲」

注 人を獲るのは罪責されるべきことであるから。
團季子治內難以正
團慶父拒んだことをいう。
公子慶父弑閔公 走而之莒 莒人逐之 將由乎齊 齊人不納 却反舍于汶水之上 使公子奚斯入請
季子曰 公子不可以入 入則殺矣

注 義として、賊を見れば、殺さないわけにゆかないのである。
團奚斯不忍反命于慶父 自南涘
注 「涘」は、水涯「みぎわ」である。

團北面而哭

注 この時、慶父は、汶水の北にいたのである。

附注の「自」は、校勘記に従つて、「在」に改める。

團慶父聞之曰 嘘

注 「嘘」は、痛みを感じた時に言葉の最初にでる聲音である。

團此奚斯之聲也 諾已

㊂「諾」・「已」は、いづれもみな、自分からもう終りだとする言葉である。

附孔廣森『通義』は、「諾」で句讀して、「已」は下につなげ、「已」は「既而曰」と同じである、としている。

團曰 吾不得入矣 於是抗輶經而死

㊂「輶」は、小車の轍「ながえ」である。冀州以北では、このようによぶのである。

團莒人聞之曰 吾已得子之賊矣 以求賂乎魯

㊂魯は、この時、ゆっくり追いかけたけれども、外（國）には、賞金をかけて、さがし求めたのである。

附閔公二年の左氏傳文に「以賂求共仲于莒」とあるのを参照。

團魯人不與 爲是興師而伐魯

㊂だから、季子が獲たことを許すのである。

團季子待之以偏戰

㊂傳がこのようないうのは、季子が、怒るべきことであるのに、暴虐せず、君子の道に適っていた、ことをほめてである。

經十有二月丁巳夫人氏之喪至自齊

團夫人何以不稱姜氏

㊂夷で薨じた場合には、「姜氏」と稱している、から。經に「氏」があるのに、單に、（どうして）「姜」と稱さないのか、とだけ問難しない

で、あわせて「氏」と言つているのは、（そうしないと、問難の意圖が）「夫人婦姜」を根据に、「氏」をとり去らせようとしている、かにまざらわしいからである。

附注の「薨于夷稱姜氏」については、上に「秋七月戊辰夫人姜氏薨于

夷」とある。

注の「夫人婦姜」については、宣公元年に「三月遂以夫人婦姜至自齊」とある。

團貶 呂爲貶

㊂夷で薨じた場合には、貶していない、から。

團與弑公也

㊂慶父と共に閔公を弑したのである。

附注は、傳文の「與」を、と共に之意に解しているようであるが「・・」、關與するの意に解するべきであろう。

團然則曷爲不於弑焉貶

㊂牙に毒薬を飲ませた場合には、卒したときに貶している、から。

附莊公三十一年に「秋七月癸巳公子牙卒」とあり、傳に「何以不稱弟殺也」とある。

團貶必於其重者 莫重乎其以喪至也

㊂「人を市で處刑するときには、衆人とともにこれを棄てる」〔『禮記』王制篇〕。だから、必ず、臣子が集つて迎えるときに貶するのである。

罪を得た者を誅することを明らかにし、同時に、王法によつて處罰された者に對しては、臣子は、夫人としての禮でその喪を治めてはなら

ない、ということを正す、ため（の手立て）である。貶するのに、「氏」を殘しているのは、子を殺すことは夫を殺すことに比べて（罪として）軽いからであり、逆順「輕重」を區別したのである。もどつたことをいっているのは、（上で）「薨」と書いているのに従つて、普通の表現で記録したのである。（「自夷」と言わずに）「自齊」と言つているのは、上の「以歸」という表現に順つたのである。

附注の「臣子集迎」については、莊公二十四年の注に「禮 夫人至 大夫皆郊迎」とあるのを参照。

注の「貶置氏者云々」については、莊公元年に「三月夫人孫于齊」とあり、傳に「夫人何以不稱姜氏 貶 善爲貶 與弑公也」とあるのを参考。また、左氏の疏に「賈逵云 殺子輕 故但貶姜」とあるのを参考。

④上に「狄入衛」とある「閔公」一年」から。

圍曷爲不言狄滅之 爲桓公諱也 曰曷爲爲桓公諱 上無天子 下無方伯 天下諸侯有相滅亡者 桓公不能救 則桓公恥之也

然則孰城之

⑤主名を出していないから。（主名を出さないのは）桓公は德がすぐれていいため、手助けを必要としない、ということをあらわしたのである。また、齊だけを書くということをしないのは、實は諸侯だったからである。

附注の「見桓公德優不待之」については、十四年に「春諸侯城緣陵」とあり、注に「言諸侯者 時桓公德衰 待諸侯 然後乃能存之」とあるのを参考。

圍桓公城之 曰曷爲不言桓公城之 不與諸侯專封也 曰曷爲不與 實與而文不與 文曷爲不與 諸侯之義不得專封 諸侯之義不得專封 則其曰實與之何 上無天子 下無方伯 天下諸侯有相滅亡者 力能救之 則救之可也

〔僖公二年〕

經二年春王正月城楚丘

圍孰城

注内「魯」に城いた場合には月をいわないから、たずねたのである。

圍城衛也 曰曷爲不言城衛

注遷つた「or遷した」という表現がなくて「城」を言うのなら、「城衛」と言うべきである、から。

圍滅也 孰滅之 蓋狄滅之

そもそもこの記事を書いたのは、文が實に従うことを示すためである。附注の「復發傳」については、元年に、ことと同じ傳文がみえる。

注の「不繫衛者云々」については、襄公十年に、「戍鄭虎牢」とあつて、「鄭」に繋げている、のを参照。

注の「不書遷與救次者云々」については、元年に、「齊師宋師曹師城邢」とあり、その前に「齊師宋師曹師次于聶北救邢」「夏六月邢遷于陳儀」とあって、「遷」と「救」「次」とを書いている、のを参照。

經 夏五月辛巳葬我小君哀姜

傳 哀姜者何 莊公之夫人也

注 誅殺されたのだから、絶つべきであつて、夫人としての禮によつて「葬」を書くべきではないのに、(ここで)「葬」を書いているのは、齊の桓公が賊を討つたことを正とし、齊に復讐するよう内「魯」を責める、ことを避ける、ためである。

附 隱公十一年の傳文に「春秋君弑賊不討 不書葬 以爲無臣子也」とあるのを参照。なお、徐疏に「今若不書葬 卽似責魯臣子不討齊桓」とある。

經 虞師晉師滅夏陽

傳 虞微國也 呂爲序乎大國之上

注 「師」と稱して特別の「大國なみの」表現をしているため、會に主となつたのではないことがわかる、から。

附 隱公五年に「邾婁人鄭人伐宋」とあり、注に「邾婁小國 序上者 主

圃與垂棘之白壁

「會也」とあるのを参照。なお、徐疏に「既不爲主會 而在大國之上故難之」とある。

圃使虞首惡也 呂爲使虞首惡

注 (文公十六年には)「楚人(秦人)巴、人滅庸」とあって、巴を首惡(惡の首領)にしていない、から。

圃虞受賂 假滅國者道 以取亡焉 其受賂奈何

獻公朝諸大夫而問焉曰 寡人夜者寢而不寐 其意也何 諸大夫有進對者曰 寢不安與 其諸侍御有不在側者與 獻公不應

荀息進曰 虞郭見與

注 「虞・郭のことが、君のお氣にかかるのでしょうか」というのと同じである。荀息は、もともと、獻公がこの二國を伐ちたがっていることを知っていたから、このように言つたのである。

圃獻公揖而進之

注 手で意旨を通じさせるのを、「揖」という。

圃遂與之入而謀曰 吾欲攻郭則虞救之 攻虞則郭救之 如之何 願與子慮之 荀息對曰 君若用臣之謀 則今日取郭而明日取虞爾 君何憂焉

獻公曰 然則奈何

荀息曰 請以屈產之乘

注 「屈產」は、名馬を出す地である。「乘」は、四馬がそろつてゐることである。

附 「屈產」については、異説として、徐疏に「服氏謂產爲產生」とある。

㊂「垂棘」は、美玉を出す地である。玉は、尙白「白いまま?」のもの
が、美とされる。

傳往 必可得也 則寶出之內藏 藏之外府

㊂虞を手に入れることが出来れば、外の倉庫にしまったも同然です。

附 左氏傳文に「若得道於虞 猶外府也」とあるのを参照。

傳馬出之內殿 繫之外殿爾 君何喪焉 獻公曰 諸 雖然宮之奇存焉

如之何

荀息曰 宮之奇知則知矣

㊂君が、宮之奇が知者であることをおっしゃりたいのなら、たしかに、
そのとおりです。

傳雖然虞公貪而好寶 見寶必不從其言 請終以往 於是終以往 虞公見
寶許諾

宮之奇果諫 記曰 脣亡則齒寒

㊂「記」は、史記である。

傳虞郭之相救 非相爲賜

㊂「賜」は、恵と同じである。

傳則晉今日取郭 而明日虞從而亡爾 君請勿許也

虞公不從其言 終假之道 以取郭

㊂郭は、虞（のせい）でなければ、滅びなかつたのであるから、虞は、
人を滅した罪を蒙るべきである、ということを明らかにしたのである。

傳還四年 反取虞

㊂一度ひきあげ、またもどってきたから、「反」と言つてるのである。

傳虞公抱寶牽馬而至 荀息見曰 臣之謀何如

獻公曰 子之謀則已行矣 寶則吾寶也 雖然吾馬之齒亦已長矣 蓋戲

之也

㊂馬の齒がのびたと言つて戯れ、荀息が年老いたことを諭えたのである。

傳がこの事件を最後まで言つてゐるのは、それによつて、荀息と宮之奇の言葉に結末をつけ、かつ戒めとしたのであり、また、獻公が、不仁で、人を滅したことを戯謔のたねにした、ことをにくんだのである。晉がここでようやく登場するのは、晉・楚はともに大國であるが、同姓は後から治める、ということを著わしたのである。人を滅したことと「大惡」によつて義を示してゐるのは、楚よりも先に大惡を治める、からである。（いづれも）親・疎の別である。

附注の「後治同姓」については、莊公十年に「秋九月、荆敗蔡師于莘 以蔡侯獻舞歸」とあって、先に楚が登場してゐるのを参照。つまり、これは、小惡についていふのである。

注の「親疎之別」については、「親」とは、同姓、つまり晉を指し、「疎」とは、異姓、つまり楚を指す。要するに、小惡については、疎から先に治め、大惡については、親から先に治める、ということである。

團夏陽者何 郭之邑也 葛爲不繫于郭 國之也 葛爲國之 君存焉爾

經秋九月齊侯宋公江人黃人盟于貫澤

團江人黃人者何 遠國之辭也

㊂桓公は徳が盛んであったため、微者をつかわしたかにまぎらわしくないから、遠國の辭「遠國であるという表現」によって「人」と稱したことがわかる。

附三十三年の傳文に「稱人亦微者也」とあるのを参照。

團遠國至矣 則中國曷爲獨言齊宋至爾 大國言齊宋 遠國言江黃 則以其餘爲莫敢不至也

㊂晉（・楚）は宋よりも大國であるのに、晉（・楚）をならべず、宋をならべているのは、この時、實は、晉・楚の君はやって來なかつた、からである。（しかし）「君子は人の美點を成就させる」〔『論語』顏淵篇〕から、過剩に褒めて、のこらずやつてきたという表現をしたのである。霸功をすすめたつとび、盛德をほげます、ため（の手立て）である。江・黃は霸者に附き従つたのだから、進める「爵を稱する」べきであるのに、（こゝで）進めていないのは、のこらずやつてきたといふ表現をするためである。

附穀梁疏にこの注の前半が引かれているが、そこでは、二つの「晉」の字の下に、いづれも、「楚」の字がある。
注の「獎夫」の「夫」は、校勘記に従つて、「大」に改める。

經冬十月不雨

團何以書 記異也

㊂説は、前と同じである。

附莊公三十一年に「冬不雨」とあり、傳に「何以書 記異也」とあり、

注に「京房易傳曰 旱異者 旱久而不害物也」とある。

經楚人侵鄭

〔僖公三年〕

經夏四月不雨

團何以書 記異也

㊂太平ならば、一箇月、雨がふらなかつただけで書くが、《春秋》は亂世であるため、一箇月、雨がふらず、物に害を與えなかつただけでは、「異」とするに不十分だから、一つの季節〔三箇月〕いっぱいつづいて始めて書くはずである。（それなのに、こゝで）一箇月で書いているのは、この時、僖公は、立てたことを喜んでばかりいて、庶民を恤まず、（そのため）ひきつづいて三度の旱を招いたが、すぐにも、正殿からひきさがつて、過ちを正しておのれを責め、百官を見てまわり、佞臣の郭都たちを追放し、無實の罪人、四百餘人を釋放し、その精誠ぶりが天を動かし、雩もしないのに恵みの雨を得たから、一箇月で書き、變に應じて政を改めたことをほめたのである。旱について、上で（すでに）傳を發していることに従わない「ここでまた傳を發している」のは、人間の側の（天に對する）用意が、ここでととのつた、といふことを著わすためである。

附注の「卽能」から「澍雨」までは、徐疏によると、『感精符』の文で

ある。なお、『後漢書』郎顗傳の注に引く『春秋考異郵』に「僖公三年春夏不雨 於是僖公憂閔 玄服避舍 繹更篤之通 龍軍寇之誅 去苛刻峻文慘毒之教 所觸浮令四十五事 曰 方今天旱 野無生稼 寡人當死 百姓何罪 不敢煩人請命 願撫萬人害 以身塞無狀 禱已 舍齊南郊 雨大澍也」とあり、同黃瓊傳の注に引く『春秋考異郵』に「僖公之時 雨澤不澍 比于九月 公大驚懼 率羣臣禱山川 以六過自讓 細女謁 放下讒佞郭都等十三人 誅領人之吏受貨賂趙祝等九人 曰 奉在寡人 方今天旱 野無生稼 寡人當死 百姓何謗 請以身塞無狀」とあるのを参照。

注の「上發傳」については、二年に「冬十月不雨」とあり、傳に「何以書 記異也」とある。

經徐人取舒
傳其言取之何
○國には「滅」と言うから。
團易也

○「易」とは、防備がなかつたというのと同じである。桓公のために諱

まないのは、救援しなかつたことを譏つてである。

○『鹽鐵論』險固篇に「徐人滅舒 春秋謂之取 惡其無備 得物之易

也」とあるのを参照。

經六月雨

團其言六月雨何

○上では、雨を得ても書いていない、から。

附徐疏に「卽上二年十一月十二月三年二月三月五月之屬 皆不書不雨

是其得雨故也」とある。

團上雨而不甚也

○賢君の精誠に對する（天の）應徵を詳錄するため（の手立て）である。僖公は、過ちを正しておのれを責めたため、六月に恵みの雨がふった。宣公は、昔にもどして中（正の道）を行つたため、その年、穀物が大いにみのつた。（いづれも）天と人とが互いに應じ合う關係を明らかにしたのであり、その意味を察しなければいけない。

附注の「宣公復古行中 其年穀大豐」については、宣公十五年冬の注に「明年復古行中 冬大有年」とあるのを参照。

注の「明天人相與云云」については、『漢書』董仲舒傳に「臣謹案春秋之中 視前世已行之事 以觀天人相與之際 甚可畏也」とあるのを参照。

經秋齊侯宋公江人黃人會于陽穀

團此大會也 呂爲末言爾

○「末」は、淺である。單に「會」と言い、「盟」とは言わない、ことである。貫澤では「盟」と言つてている「二年」から。

團桓公曰 無障谷

○川谷を遮斷して水利を獨專してはならない。水が川にそそぎこむまでを「溪」と言い、溪にそそぎこむまでを「谷」と言う。

附注の後半は、『爾雅』釋水の文である。

團無貯粟

④互いに融通し合わなければいけない。

團無易樹子

⑤「樹」は、本正「正統」を立てるという意味のことばである。立つべき正統の子を易えてはならない。

團無以妾爲妻

⑥この四者は、いづれもみな、時人がなやんでいたことである。この時、桓公は功德が盛んであったから、諸侯はみな言つた「お言葉には全て従います。盟う必要はありません」と。だから、(盟わずに)告誓だけしたのである。

經多公子友如齊莅盟
團莅盟者何 往盟乎彼也

⑦「齊に往つて盟つた」と言うのと同じである。「莅」は、臨である。この時、齊の都で盟つたのに、主國「主催國」・主名「その参加者」を出していないのは、《春秋》は魯を王とするから、「莅」と言って王の義をあらわし、王者が、使者を派遣して諸侯の盟に臨み、法度によつておさめた、かのようにしたのである。

附注の「時、齊都盟」の「國」は、校勘記に従つて、「因」に改める。

團其言來盟者何 來盟于我也

⑧これもまた、魯の都に因つて王の義をあらわし、京師に来て盟い、王

に事を申し上げた、かのようにするのである。「莅」を加えないのは、魯に來つたというだけで、魯が尊ばれたことになる、からである。

經楚人伐鄭

〔僖公四年〕

經四年春王正月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵蔡 蔡潰

團潰者何 下叛上也 國曰潰 邑曰叛

⑨諸侯がこれを潰した「〔潰之〕」という表現にせず、かきねて「蔡」を出している「〔侵蔡、蔡潰〕」と言つてゐるのは、「侵」は、蔡に加えるために擧げ、「潰」は、蔡をにくむために記録した、のであって、義がそれぞれ異なる、からである。月をいゝてゐるのは、義兵をほめてである。「潰」には、例として、月をいい、「叛」には、例として、時をいう。

附注の「月者善義兵也」については、隱公二年の注に「侵伐圍入例皆時」とあるのを参照。

經遂伐楚次于陘

團其言次于陘何

⑩召陵で(會して)楚を侵した場合には、「次」と言つておらず、(また)來盟した場合には、「陘」と言つていい、から。

附注の前半については、定公四年に「三月公會劉子晉侯宋公蔡侯衛侯陳子鄭伯許男曹伯莒子邾婁子頓子胡子滕子薛伯杞伯小邾婁子齊國夏于召

陵侵楚」とある。また、後半については、下に「楚屈完來盟于師盟于召陵」とある。

團有俟也 執俟 俟屈完也

④この時、楚は強大であったから、にわかに征伐しようとすれば、多くの兵士を傷うおそれがあった。（そこで）桓公は、まず、その同盟国を犯すことにして、蔡を攻めた。（そして）蔡が潰れ、兵威が高揚してから、楚を伐った。（このため）楚は、懼れて、屈完に、来て盟を受けさせ、（齊の）臣子としてのつとめを行つたのである。（つまり）兵を疲弊させ刃に血ぬることなく、文徳によつておだやかに服従させたから、止次して待つたことを詳録し、民の命を大切にしたことをほめたのである。事をひきおこすにはしかるべき順序があるから、「よく考へて行えば、成功する」[論語]陽貨篇のである。

附注の「敏則有功」については、何晏『集解』に「孔安國曰 應事疾則多成功也」とあるが、ここでは、文脈からして、徐疏に「敏 審也」とあるのに従う。

經夏許男新臣卒

④「師で卒した」と言つていなければ、桓公の師には危険がなかつたからである。月をいつていなければ、下の「盟」のために月をとり去つたのである。（つまり、下の「盟」が）大信であることをあらわそうとしてである。

附注の前半については、成公十三年に「曹伯廬卒于師」とあるのを参照。

また、穀梁傳文に「諸侯死於國 不地 死於外 地 死於師 何爲不地 內桓師也」とあり、范注に「齊桓威德治著 諸侯安之 雖卒於外與其在國同」とあるのを参照。

注の後半については、桓公十年の注に「小國始卒 當卒月葬時」とあるのを参照。また、隱公元年三月の注に「大信者時」とあるのを参照。

經楚屈完來盟于師盟于召陵

團屈完者何 楚大夫也 何以不稱使

④（襄公三年には）「陳侯使袁僑如會」とあるから。

團尊屈完也 睽爲尊屈完

④（襄公三年には）「陳侯使袁僑如會」とあって、尊んでいないから。團以當桓公也

④格上げして、君自身が來たかのように表現し、それによつて、（桓公の）霸徳をほめ「？」、王事を成就させるのである。

團其言盟于師盟于召陵何

④（襄公三年には）「戊寅叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟」とあって、

「會」と地とを擧げていない、から。

附徐疏に「彼經不言陳袁僑來盟于會盟于雞澤」とある。なお、引用經文のすぐ前に「六月公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾婁子齊世子光 己未同盟于雞澤 陳侯使袁僑如會」とあるのを参照。

團師在召陵也

次し、彼と盟つたから、「盟于師盟于召陵」と言うのである。

うである。

團師在召陵 則曷爲再言盟

注(成公二年には)「(秋七月)齊侯使國佐如師 己酉及國佐盟于袁婁」

とあって、同じく、ある「べつの」土地までついていって盟つた

のに、一度「盟」とは言つていらない、から。

跡成公二年の傳文に「曷爲不盟于師而盟于袁婁(中畧)逮于袁婁而與之

盟」とあるのを参照。

團喜服楚也

注孔子が言つてゐる「重複した表現については、よく察しなければいけない。そこには必ず美點が示されているものだ」と。

跡徐疏によると、この注は全て、春秋説の文である。なお、『春秋繁露』

祭義篇に「其辭直而重 有再歎之 欲人省其意也 而人尚不省 何其忘哉 孔子曰 書之重 辭之復 嘴呼不可不察也 其中必有美者焉

此之謂也」とあるのを参照。また、二十二年の傳文に「春秋辭繁而不殺者 正也」とあるのを参照。

團何言乎喜服楚

注蔡を服従させた場合には、喜びの表現がない、から。

團楚有王者則後服

注桓公は、霸業を行つてきたが、ここでようやく楚を服従させたのである。

る。

團無王者則先叛

注桓公が自分の師の規律を正さないと、まつ先に盟に叛いた、のが、そ

團而攘夷狄

跡下に「八月公至自伐楚」とあり、傳に「楚已服矣 何以致伐 楚叛盟也」とあり、注に「爲桓公不脩其師而執壽塗故也」とある。

團夷狄也 而亟病中國

注しばしば、中國を侵したり、滅したりしたのである。

團南夷與北夷交

跡注の「南夷」とは、楚が鄧・穀を滅し、蔡・鄭を伐つたことをいう。「北夷」とは、狄が邢・衛を滅し、溫にまで及んだことをいう。かわるがわかる、中國を亂したのである。

跡注の「至于溫」については、徐疏に「溫言至于者 以其在後 故言至于 僖十年文滅溫也 或者 溫是圻內之國 去京師近 故言至于矣」とある。

なお、傳文の「北狄」の「狄」は、校勘記に従つて、「夷」に改める。

團中國不絕若綫

注「綫」は、帛をぬう縷「いと」であり、微弱であることを喻えたのである。

團桓公救中國

注邢・衛を存續させたのが、そうである。

跡元年に「齊師宋師曹師城邢」とあり、二年に「春王正月城楚丘」とあ

附莊公三十年に「齊人伐山戎」とある。

團卒怙荆

注「卒」は、盡である。「怙」は、服である。「荆」は、楚である。

團以此爲王者之事也

注桓公は、まず自分の國を治めてから諸夏に及ぼし、諸夏を治めてから夷狄に及ぼして、王者の仕業のようであった、ということを言いたいから、このようにいったのである。

附成公十五年の傳文に「春秋內其國而外諸夏 内諸夏而外夷狄（中畧）

言自近者始也」とあるのを参照。

團其言來何

注陳の袁僑の場合には、「如會」とあって、「來」とは言っていない、から。

附襄公三年に「陳侯使袁僑如會」とある。

團與桓爲主也

注内にする表現に従つて、桓公を天下の霸主として認めたことがわかる。

附三年の傳文に「其言來盟者何 來盟于我也」とあるのを参照。また、

穀梁傳文に「來者何 內桓師也」とあるのを参照。
團前此者有事矣

注邢・衛に城いたこと「元年・二年」をいう。

團後此者有事矣

注緣陵に城いたこと「十四年」をいう。

團則曷爲獨於此焉與桓公爲主 序續也

注「序」は、次である。「續」は、功である。桓公の功德を順にならべてみると、楚を服從させたことより重大なことはない。(つまり) 德が強力な夷狄にまで及び、最も盛んであった、ということを明らかにしたのである。

附『鹽鐵論』執務篇では、こここの傳を引いて、「予積也」に作つてある。〔校勘記を参照〕。

經齊人執陳袁壽塗

團壽塗之罪何 辟軍之道也 其辟軍之道奈何

壽塗謂桓公曰 君既服南夷矣 何不還師濱海而東 服東夷且歸

注「濱」は、涯「きし」である。海岸にそつて東を行くのである。「東夷」は、吳である。召陵から東を回つて歸り、陳を通過せずに、海に近い道をとれば、廣澤や水草が多くて、軍に便利である。

團桓公曰諾 於是還師濱海而東 大陷于沛澤之中

注草棘が茂つたところを「沛」と言い、水にひたされたところを「澤」と言う。

團顧而執壽塗

注この時、壽塗は桓公といつしょに行つたのである。

團執者曷爲或稱侯或稱人

稱侯而執者 伯討也

注罪があり、方伯が討つべき場合である、ということである。

圍稱人而執者 非伯討也 此執有罪 何以不得爲伯討

古者 周公東征則西國怨 西征則東國怨

注これは、（討伐ではなくて）黜陟にいった時のことと言つたのである。

『詩』に「周公は東征して、四國を正した」〔幽風〈破斧〉〕とある。

附『白虎通』巡狩篇に「傳曰 周公入爲三公 出爲二伯 中分天下 出

黜陟 詩曰 周公東征 四國是皇 言東征述職 周公黜陟 而天下皆
正也」とあるのを参照。

圍桓公假塗于陳而伐楚 則陳人不欲其反由己者 師不正故也

注だから、濤塗に上のような言葉をいわせてしまったのである。

圍不脩其師而執濤塗 古人之討則不然也

注自分が招いたことで、かえつて人を執える、というようなことは、古

人がしなかつたことである。一般に、「執」を書くのは、勝手に執えたことをにくんである。

經春秋及江人黃人伐陳

經八月公至自伐楚

圍楚已服矣 何以致伐 楚叛盟也

注桓公が「自分の師の規律を正さず、かえつて濤塗を執えた」「上の傳文」ためである。月をいっているのは、一般に、公が外に出たまま、二つの季節をこえた場合には、月をいつて、公が長いあいだ外にいたことを危ぶむ、からである。

附注の「三時」の「三」は、校勘記に従つて、「二」に改める。なお、

莊公六年の疏でも、この注を引いて、「二」を作つてゐる。

經葬許繆公

注所傳聞の世において「卒」・「葬」が書かれているのは、許は大きさが

曹につぐ「曹と同じく、大國ではないけれども微國でもない」からで

あり、だから、「卒」が曹の少し後にあるのである。

附注の後半については、桓公十年に「春王正月庚申曹伯終生卒」とあり、

莊公二十三年に「冬十有一月曹伯射姑卒」とあるのを参照。

經冬十有二月公孫慈帥師會齊人宋人衛人鄭人許人曹人侵陳

注月をいっているのは、桓公が、自分の師の規律を正さず、そのため、嫌われ、欺かれたのに、自分を責めず、かえつて人に罪を加えた、ことを譏つてである。

附隱公二年の注に「侵伐圍入例皆時」とあるのを参照。